

3. 河川整備計画の目標に関する事項

3.1 河川整備計画の基本理念

筑後川の河川整備においては、筑後川とそこに暮らす地域の人々の営みによって創り出された自然・歴史・文化等に配慮し、源流から有明海に至る流域全体が調和した、「安らぎと感動の筑後川」を目指します。

安らぎと感動の筑後川

河川整備に取り組むにあたって、五つの柱を掲げ、これらに則した整備に総合的・一体的に取り組んでいくことにより、筑後川流域の安全・安心・安定、そして豊かな環境を次世代につなぐことを目指します。



守ろう！ 流域のくらし

災害に強い基盤づくりと地域防災力の向上を目指します。

- ・危険の軽減と一層の安全の向上
- ・防災情報の普及と質の向上
- ・災害に強いまちづくり
- ・自助、共助、公助体制の構築

築こう！ 川の恵みで 豊かな社会

川の恵みを分かち合い豊かな水の社会を目指します。

- ・慢性的な渇水の軽減
- ・川の水量と水利用の調和
- ・水利用調整の場の構築

伝えよう！ 筑後川らしい 自然環境

筑後川の個性あふれる環境を未来に伝えます。

- ・動植物の生息・生育環境の保全
- ・山から海までの視点（水・土砂）・水質の保全と向上
- ・独特の汽水域環境の保全
- ・川のダイナミズムの保全と創出
- ・美しい河川景観

育もう！ 川の楽しみ、 川のよろこび

川の楽しみ・よろこびで感性を育む筑後川を目指します。

- ・自然体験、環境学習の場
- ・人材の育成
- ・癒し、やすらぎの場
- ・まちの賑わい
- ・川と人との繋がり
- ・食のよろこび

創ろう！ 筑後川 コミュニティ

人と筑後川との絆から豊かな地域社会を創造します。

- ・川を介した地域コミュニティ
- ・住民、NPO、行政等の連携協働
- ・川への畏敬の念
- ・上下流の思いやり、流域連携
- ・流域の文化や芸術の継承、創出

表3-2-1 (1)

計画対象区間

河川名	上流端	下流端	延長(km)
ちくご 筑後川 (三隈川、大山 川及び杖立川 を含む)	左岸：熊本県阿蘇郡小国町大字下城字 津尾三千四百六十九番の二の 二地先 右岸：同町同大字字白岩四千百十五番 地先	河口	101.0
はやつえ 早津江川	左岸：大川市大字大野島字服部開五番 の一地先 右岸：佐賀県佐賀郡諸富町大字為重字 石塚捌十七番地先	河口	10.0
さがえ 佐賀江川	左岸：佐賀市蓮池町大字小松字三本杉 二百五十四番の一地先 右岸：佐賀県佐賀郡諸富町大字大堂字 弁財一 三百六十八番の一地先	筑後川への合流点	2.4
じょうぼる 城原川	東佐賀導水路の合流点	佐賀江川への合流点	9.1
	池ノ谷沢の合流点	佐賀県神埼郡神埼町大字的々駄道千八 百二十九番二地先の町道橋下流端	1.8
にしさがどうすい 西佐賀導水路	城原川からの分派点	嘉瀬川への合流点	9.8
くらたに 倉谷川	左岸：佐賀県神埼郡脊振村大字広瀧字 土堀三千百八番地先 右岸：同村同大字同字三千三百八十九 番地先	城原川への合流点	1.3
たて 田手川	左岸：佐賀県神埼郡千代田町大字下板 字南川副二番の一地先 右岸：同町大字託田字二本松百七十五 番の四地先	筑後川への合流点	3.7
ひろ 広川	左岸：福岡県三潆郡筑邦町大字中津字 氏口八百九十番地先 右岸：同町大字藤吉字井手の口四百八 十四番地先	筑後川への合流点	3.3
さかぐち 坂口川	左岸：福岡県三潆郡筑邦町大字中津字 小開の参千八百三十番地先 右岸：佐賀県三養基郡三根町大字坂口 字二本松九百九十九番地先	広川への合流点	0.4
ひしがら 東佐賀導水路	筑後川からの分派点	城原川への合流点	13.4
ほうまん 宝満川	福岡県三井郡小郡町大字二森字馬洗川 千七百二十五番の七地先の端間橋下流 端	筑後川への合流点	8.2
やすら 安良川	左岸：鳥栖市幸津町字上川東二百六十 七番地先 右岸：同市同町字島千三百七十九番の 一地先	宝満川への合流点	2.1
しんほうまん 新宝満川	筑後川からの分派点	宝満川への合流点	1.4
こうら 高良川	左岸：久留米市野中町字高良川八百八 十七番の四地先 右岸：同市同町同字四百二十六番地先	筑後川への合流点	1.6
こせ 巨瀬川	福岡県浮羽郡田主丸町大字田主丸字柳 ノ内千百番の二地先の県道橋下流端	筑後川への合流点	9.7

※.官報で告示された時点の地名で表示しており、現在の地名とは異なるものもあります。

3. 河川整備計画の目標に関する事項

表3-2-1 (2)

計画対象区間

河川名	上流端	下流端	延長(km)
こいしわら 小石原川	左岸：福岡県三井郡大刀洗町大字栄田字西通才千三百三十六番の一地主 右岸：同町同大字字下草場八百八十六番の一地主	筑後川への合流点	3.5
	左岸：福岡県朝倉郡小石原村大字小石原字水浦国有林二十五班れ小班地主 右岸：同村同大字字アラコ千七百六十番地主	左岸：甘木市大字江川字甘々瀬二千七百五十三番十八地主 右岸：同市同大字字西荒鼻六百九十二番の一地主	4.2
さだ 佐田川	左岸：甘木市大字黒川字西原六千三十番の一地主 右岸：同市大字佐田字大庭ノ元五千百九十八番地主	筑後川への合流点	16.1
くまのうえ 隈上川	左岸：福岡県浮羽郡浮羽町大字朝田字大久保千十一番の一地主 右岸：同町大字小塩字沓取塚千五百二十八番の一地主	筑後川への合流点	3.4
かづつ 花月川	日田市大字花月字ツル三百三十五番の五地主先の市道明德橋	筑後川への合流点	8.7
しょうで 庄手川	筑後川からの分派点	筑後川への合流点	2.7
くす 玖珠川	左岸：日田市大字日高字牧の原二千七百四十二番の一地主 右岸：同市同大字字一丁目二千三百九十五番の三地主	筑後川への合流点	0.8
あかいし 赤石川	大分県日田郡前津江村大字大野字八瀬林三千三百九十番地主の大山町道橋下流端	大分県日田郡大山西大山字ツル二千二百十四番の四地主先の町道橋上流端	3.4
たけ さこ 竹の迫川	大分県日田郡大山町大字西大山字袋山五千六百三十四番の一地主の上流端を示す標柱	赤石川への合流点	1.3
つえ 津江川	左岸：大分県日田郡中津江村大字栃野字モオラセ四百六十番の三地主 右岸：同村同大字字田ノ迫千三百一地主	筑後川への合流点	10.8
かみのだ 上野田川	左岸：大分県日田郡上津江村大字川原字ハシカケ三千九百六十四番の一地主 右岸：同村同大字字トクウ山三千九百七十四番の一地主	津江川への合流点	2.8
かみほら 川原川	左岸：大分県日田郡上津江村大字川原字新屋敷八百六十二番の二地主 右岸：同村同大字字ツル三千四百八十八番の二地主	上野田川への合流点	2.3

※.官報で告示された時点の地名で表示しており、現在の地名とは異なるものもあります。

3.2.2 河川整備計画の対象期間

本計画の対象期間は概ね 30 年とします。

なお、本計画は、現在の社会経済状況、自然環境及び河道状況等に基づき作成したものであり、これらの状況の変化や新たな知見及び技術の進歩等により、必要に応じて適宜見直します。

3. 河川整備計画の目標に関する事項

3.3 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する目標

3.3.1 洪水対策

筑後川において、戦後最大の被害をもたらした昭和 28 年 6 月洪水は、河川整備基本方針に対応した規模（概ね 150 年に 1 回の確率で発生する洪水規模）です。これを目標とした河川整備を実施するためには、膨大な費用と年数を要することから、本計画では、基準地点荒瀬において、昭和 28 年 6 月洪水に次ぐ昭和 57 年 7 月洪水と同規模（概ね 50 年に 1 回の確率で発生する洪水規模）の洪水の安全な流下を図ります。

このため、基準地点荒瀬における河川整備計画の目標流量は、 $6,900\text{m}^3/\text{s}$ （概ね 50 年に 1 回の確率で発生する洪水規模）とします。なお、支川の花月川、小石原川、巨瀬川、宝満川及び城原川等については、筑後川本川と整合のとれた治水安全度を確保します。

表 3-3-1 本川の整備目標及び本川の整備目標に相当する各支川の流量

河川名		目標流量等 ^{※1} (m^3/s)	河川整備基本方針 に対応した流量 ^{※2} (m^3/s)	地点名
大臣 管理 区間	筑後川	6,900	10,000	荒瀬
	佐賀江川	610	800	諸富川合流点
	城原川	540	690	日出来橋
	田手川	390	490	田手橋
	広川	390	500	筑後川合流点
	宝満川	1,150	1,450	端間橋
	安良川	190	230	宝満川合流点
	高良川	180	230	高良川橋
	巨瀬川	560	720	中央橋
	小石原川	630	800	栄田橋
	佐田川	350	440	金丸橋
	隈上川	720	910	西隈上
	花月川	1,100	1,400	花月
	玖珠川	3,100	3,900	筑後川合流点

※1. 本川の目標流量は、概ね 50 年に 1 回の確率で発生する洪水規模の流量です。

※2. 河川整備基本方針に対応した流量は、概ね 150 年に 1 回の確率で発生する洪水規模の流量です。

※3. ダムの整備にあたっては、河川整備基本方針に対応した流量を対象として施設を整備します。

3.3.2 高潮対策

河川整備基本方針に対応した高潮対策の目標高は、九州の西方海上を伊勢湾台風規模の台風が通過することを想定して、河口において標高7.5mの堤防高を確保することとしています。これを目標とした河川整備を実施するためには、膨大な費用と年数を要することから、本計画では、若津観測所(大川市)において、観測開始以来の最高潮位を記録した昭和60年8月の台風13号による高潮に対する安全を確保することとし、河口(0k000)において標高6.0mの高さを確保します。

表3-3-2 高潮対策の目標高

河川名	区 間	河川整備計画の 目標高 (TP.m)	河川整備基本方針に 対応した目標高 (TP.m)
筑後川	0k000～2k000	6.00	7.50
	2k000～4k000	6.00	7.00
	4k000～6k000	5.50	
	6k000～10k000	5.50	6.50
	10k000～11k000	4.50	
早津江川	0k000～1k600	6.00	7.50
	1k600～2k000	6.00	7.00
	2k000～4k000	5.50	
	4k000～6k000	5.50	6.50
	6k000～7k000	5.00	
諸富川	0k000～1k800	5.50	6.50
佐賀江川	0k000～1k200	5.00	6.50
	1k400～2k000	4.50	
城原川	0k000～0k400	4.50	6.50
	0k400～2k000	4.50	5.80
	2k000～2k400	4.00	

※.河川整備計画の目標高は、昭和60年8月の台風13号通過時の観測潮位に、想定される打上波高を考慮して設定しています。

3. 河川整備計画の目標に関する事項

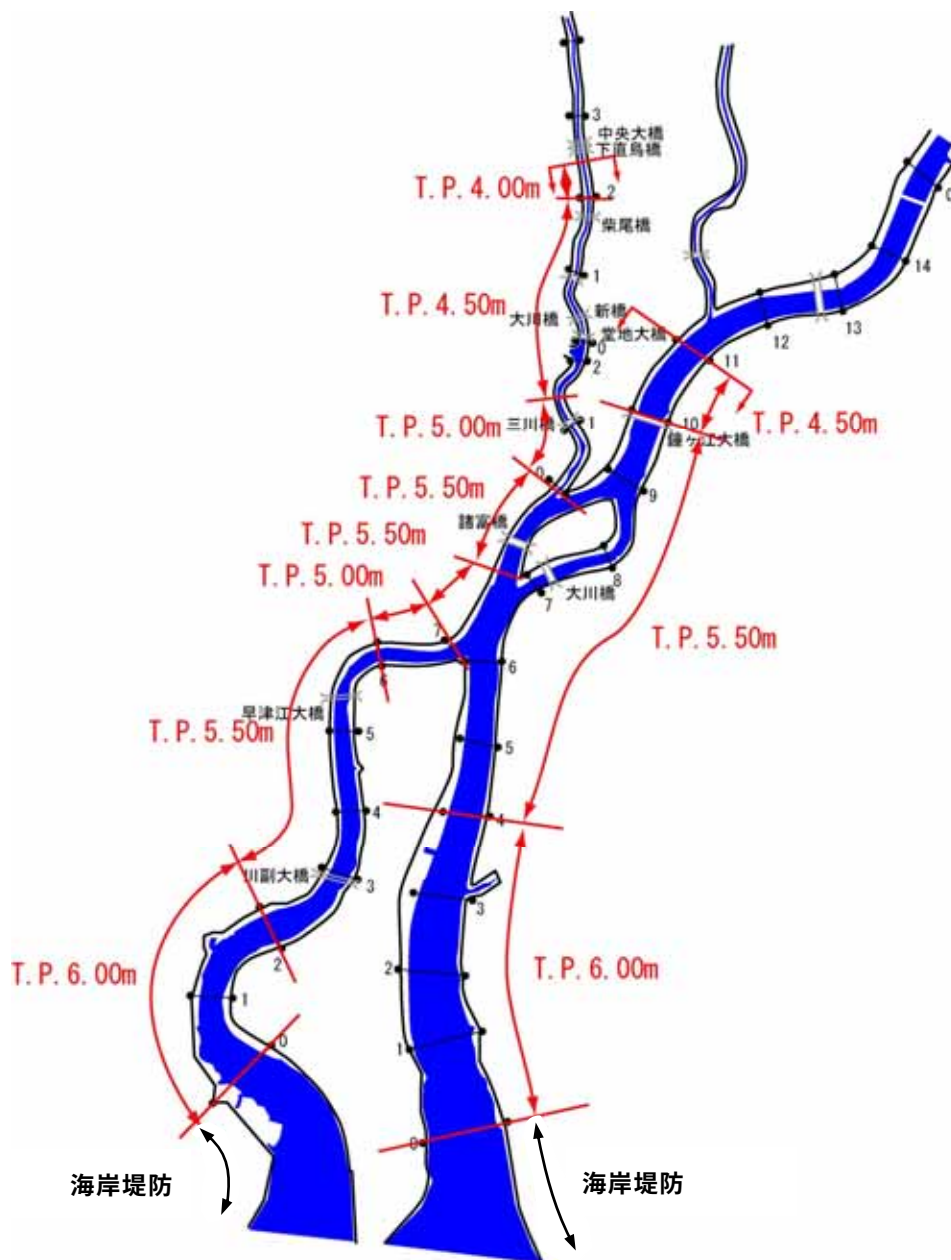


図3-3-1 高潮対策の目標高の範囲図

3.4 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標

筑後川の流水の正常な機能を維持するため必要な流量^{※1}は、農業用水の必要量等を踏まえ、夜明^{よあけ}地点において、かんがい期でおおむね $35\text{m}^3/\text{s} \sim 40\text{m}^3/\text{s}$ 程度と想定されていますが、河口部のノリの養殖、汽水域の生態系等について更に調査・検討します。

また、支川における流水の正常な機能を維持するため必要な流量は、必要に応じて調査・検討します。

河川水の利用については、取水実態等の変化を踏まえ慣行水利権を許可水利権に変更するなど更に適正な水利用を目指します。また、平成 17 年 4 月に改定された「筑後川水系水資源開発基本計画（通称：フルプラン）」^{※2}と整合をとり、水利用の安定化を目指します。

※1.動植物の保護、漁業、景観、流水の清潔の保持、舟運、塩害の防止、河口閉塞^{へいそく}の防止、地下水位の維持、河川管理施設の保護及び河川水の適正な利用を総合的に考慮して、渇水時において維持していくために必要な流量のことです。

※2.水資源開発基本計画（通称：フルプラン）は、水資源開発促進法に基づき、産業の開発又は発展及び都市人口の増加に伴い、用水を必要とする地域について、広域的な用水対策を緊急に実施する必要がある場合に、その地域に対する用水の供給を確保するために必要な河川の水系を水資源開発水系として指定し、この水資源開発水系に係る地域について策定するものです。

3. 河川整備計画の目標に関する事項

3.5 河川環境の整備と保全に関する目標

河川環境については、治水、利水との調和を図りつつ、多様な動植物の生息・生育環境の保全・再生を目指します。また、筑後川の歴史・文化等の地域特性を踏まえ、周辺の自然や町並み等と調和した良好な河川景観の形成を目指します。

水質については、環境基準を維持するとともに流域全体で更なる水質の向上を目指します。

河川空間の利用については、秩序ある利用を維持し、河川の持つ多面的な機能が更に発揮されるようにします。

4. 河川の整備の実施に関する事項

4.1 河川の整備の実施に関する考え方

4.1.1 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する考え方

筑後川の洪水対策は、既設の松原ダム、下釜ダム及び整備中の大山ダムにより基準地点荒瀬において、河川整備計画の目標流量 $6,900\text{m}^3/\text{s}$ のうち $1,700\text{m}^3/\text{s}$ を調節し、河道への配分流量を $5,200\text{m}^3/\text{s}$ とします。さらに、河道掘削及び築堤等を行うことで洪水の安全な流下を図ります。河道の整備にあたっては、人口及び資産が集中する久留米市街部の洪水防御に重点を置き、支川小石原川及び巨瀬川合流点から下流区間の河道整備を優先的に進めます。また、千年分水路から上流区間の河道整備にあたっては、下流区間での洪水被害の危険性を増大させないよう配慮します。

支川佐田川、小石原川及び城原川については、既設の寺内ダム、整備中の小石原川ダム及び調査中の城原川ダムにより洪水を調節し、さらに河道掘削及び築堤等を行うことで、洪水の安全な流下を図ります。また、支川花月川、隈上川及び巨瀬川等については、河道掘削及び築堤等を行い洪水の安全な流下を図ります。

また、河床の深掘れや河岸の浸食等が生じているところにおいては、必要に応じて河岸等を補強します。

筑後川の堤防は、過去の洪水履歴等に基づいて、長年にわたり拡築や補修が行われてきました。これらの河川堤防は工事の履歴や土質等が明確でないところもあり、工学的に検討されたものではありません。そこで、堤防の詳細点検を実施し、必要に応じて強化します。

筑後川下流、早津江川等の高潮対策が必要な区間においては、河川整備計画の目標高に対して堤防高が低いところについて、堤防等を整備します。

水門・樋門等によって流入する支川の排水対策については、浸水被害の状況、土地利用の状況及び支川の整備状況等を考慮し、必要に応じて、水門・樋門等を整備します。

また、整備途上において、施設能力を超える自然の外力が発生した場合でも壊滅的な被害とならないように、河川管理施設の適正な維持管理、操作を行い、治水機能を最大限に発揮させるとともに、自治体と連携して警戒避難体制等を強化します。

4. 河川の整備の実施に関する事項

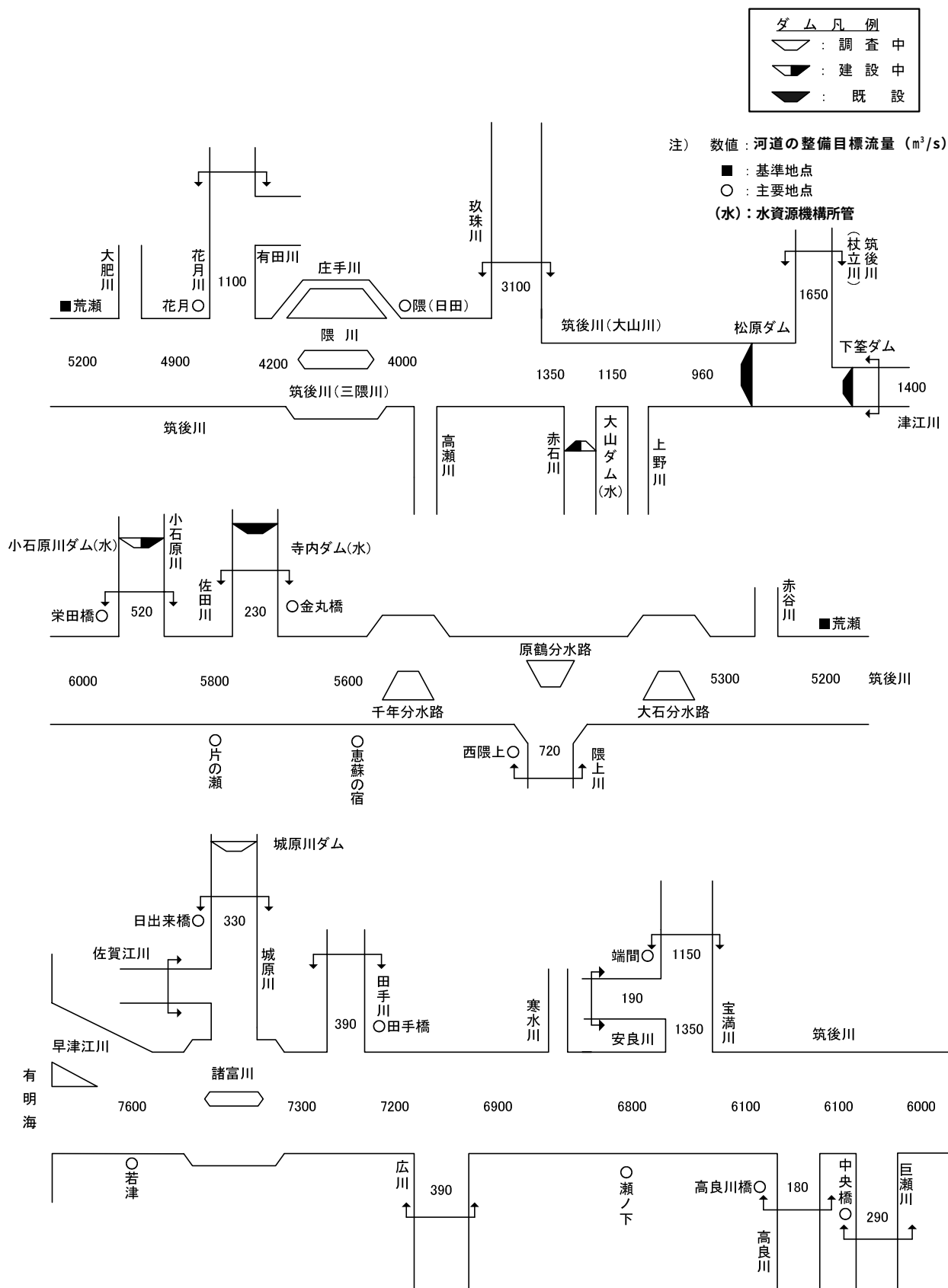


図4-1-1 河道の整備目標流量図

4. 1. 2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する考え方

筑後川においては、既設の松原ダム、下笠ダム及び整備中の大山ダムにより、夜明地点において、かんがい期 $37\text{m}^3/\text{s}$ 、非かんがい期 $20\text{m}^3/\text{s}$ の流量確保に努めます。また、既設の寺内ダム、松原ダム、下笠ダム及び整備中の大山ダム並びに小石原川ダム及びダム群連携施設により、瀬ノ下^{せのした}地点において、通年 $40\text{m}^3/\text{s}$ の流量確保に努めます。

城原川ダムによる不特定容量の確保の必要性については、更に調査・検討します。

水資源の開発及び利用にあたっては、流域での健全な水循環を重視しつつ、適正な土砂管理及び河川環境の保全に努め、下流既得水利及び水産業等に影響を及ぼさないよう配慮します。さらに、既設ダム等の有効活用により適正な河川流量の保持に努めるなど、適切な水管理を図り、これにより、有明海の環境保全にも資するよう努めます。

また、流水の正常な機能を維持していくために、河川流量及び取水量等を把握し、河川利用者及び関係行政機関等と連携して適正な水利用と河川流量の確保に努めます。

4. 河川の整備の実施に関する事項

4. 1. 3 河川環境の整備と保全に関する考え方

河川環境については、河川の生態系等を継続的に把握し、地域住民及び自治体等と連携して、動植物の良好な生息・生育環境を保全します。また、再生が必要と考えられるものについては、可能なものについて具体の計画を立案し、必要に応じて対策を講じます。

さらに、福岡県及び久留米市等で組織する「筑後田園都市推進評議会」が策定した「筑後景観憲章」の考え方を踏まえ、筑後川における具体の景観計画等を立案し、良好な河川景観の形成に努めます。

河川及びダム湖の水質については、継続的に調査を行い、広く情報を共有するとともに、地域住民、住民団体及び自治体等と連携して啓発活動に取り組むなど、更なる汚濁負荷の削減に努めます。

河川空間の利用については、利用の実態や地域のニーズを把握し、憩いの場、環境学習及び自然体験の場等として利用できるよう自治体等と連携して親しみやすい河川空間の形成に努めます。

4. 1. 4 河川整備の実施に関する総合的な考え方

河川整備の実施にあたっては、河川のみならず、必要に応じて河川周辺的环境も把握したうえで、河川整備に活かします。また、筑後川流域の歴史及び文化等の地域特性も踏まえて、治水、利水、環境及び利用を一体的に捉え、それぞれの目標が調和しながら達成されるよう、総合的な視点で整備します。

さらに、設計、施工及び維持管理において、資材のリサイクルと総合的なコスト削減を図ります。

4.2 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設等の機能の概要

4.2.1 洪水、高潮対策等に関する整備

(1) 河道の流下能力向上

河川整備計画の目標流量を安全に流下させることができない区間においては、河道の流下能力向上対策として、河道掘削、築堤及び堤防の嵩上げ・拡幅等を実施します。

堤防の整備にあたっては、効率性や社会的影響等に配慮し、河川整備基本方針と整合のとれた堤防断面で整備します。また、河道掘削にあたっては、必要に応じて学識経験者等の意見を聴きながら、河道の維持及び動植物の生息・生育環境に配慮し、順応的・段階的に実施します。

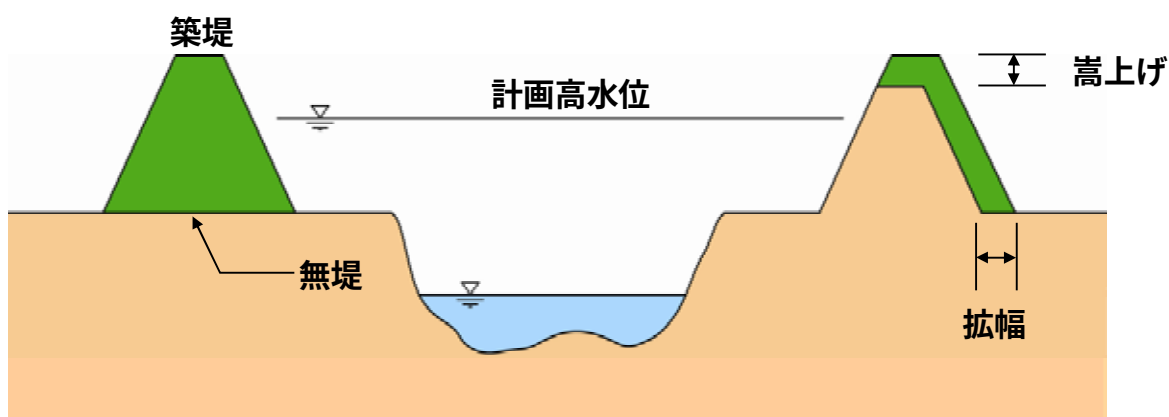


図4-2-1 築堤、堤防の嵩上げ・拡幅の概要図

4. 河川の整備の実施に関する事項

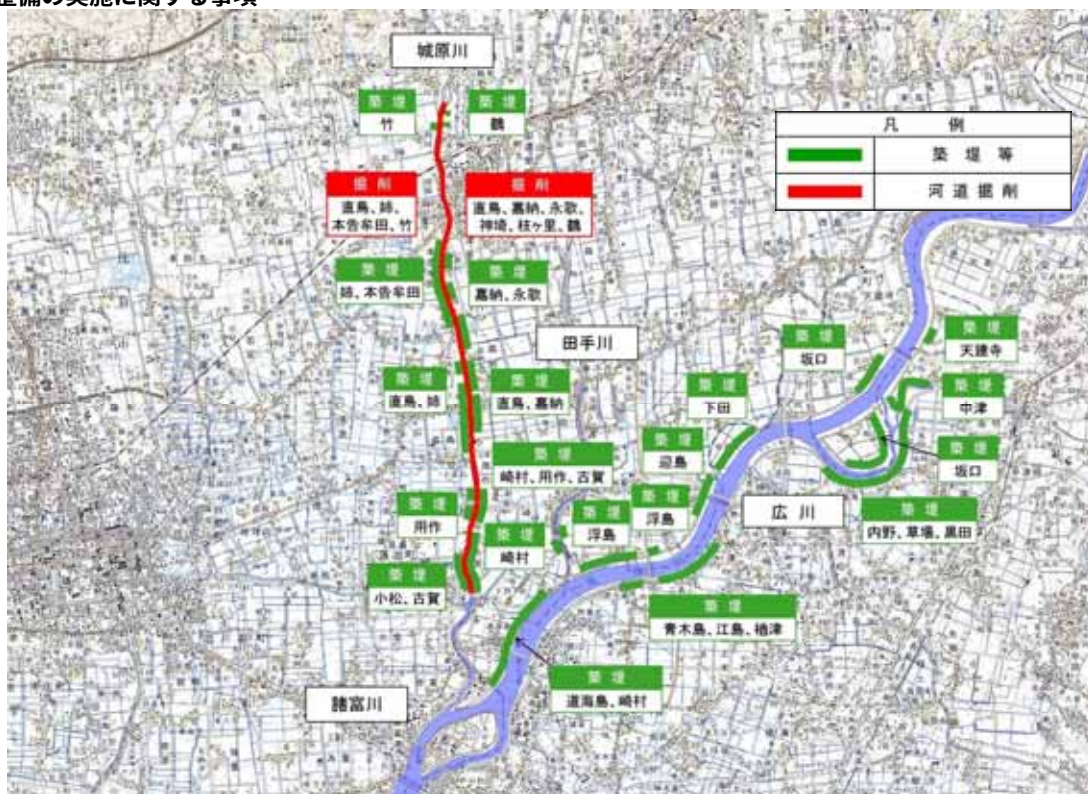


図4-2-2 (1) 施行箇所的位置 (下流)

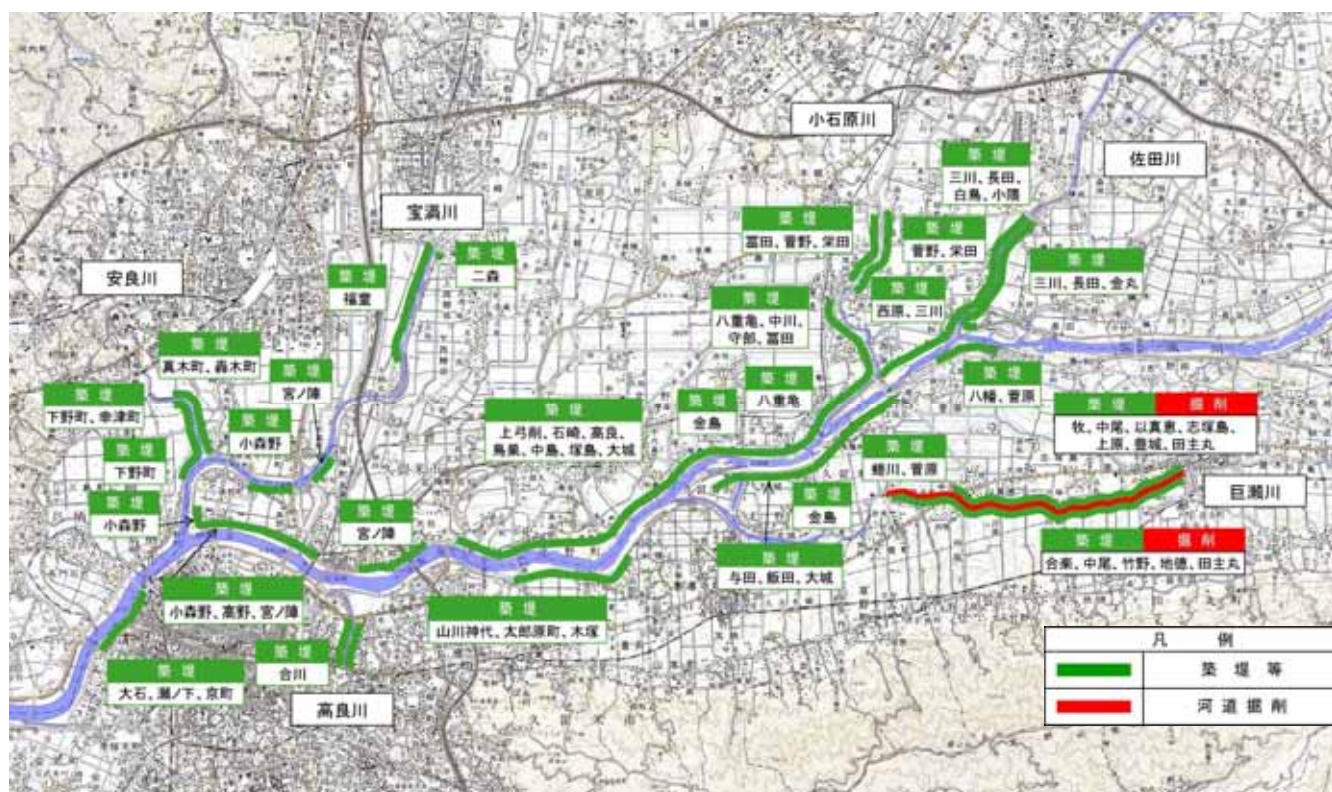


図4-2-2 (2) 施行箇所的位置 (中流)

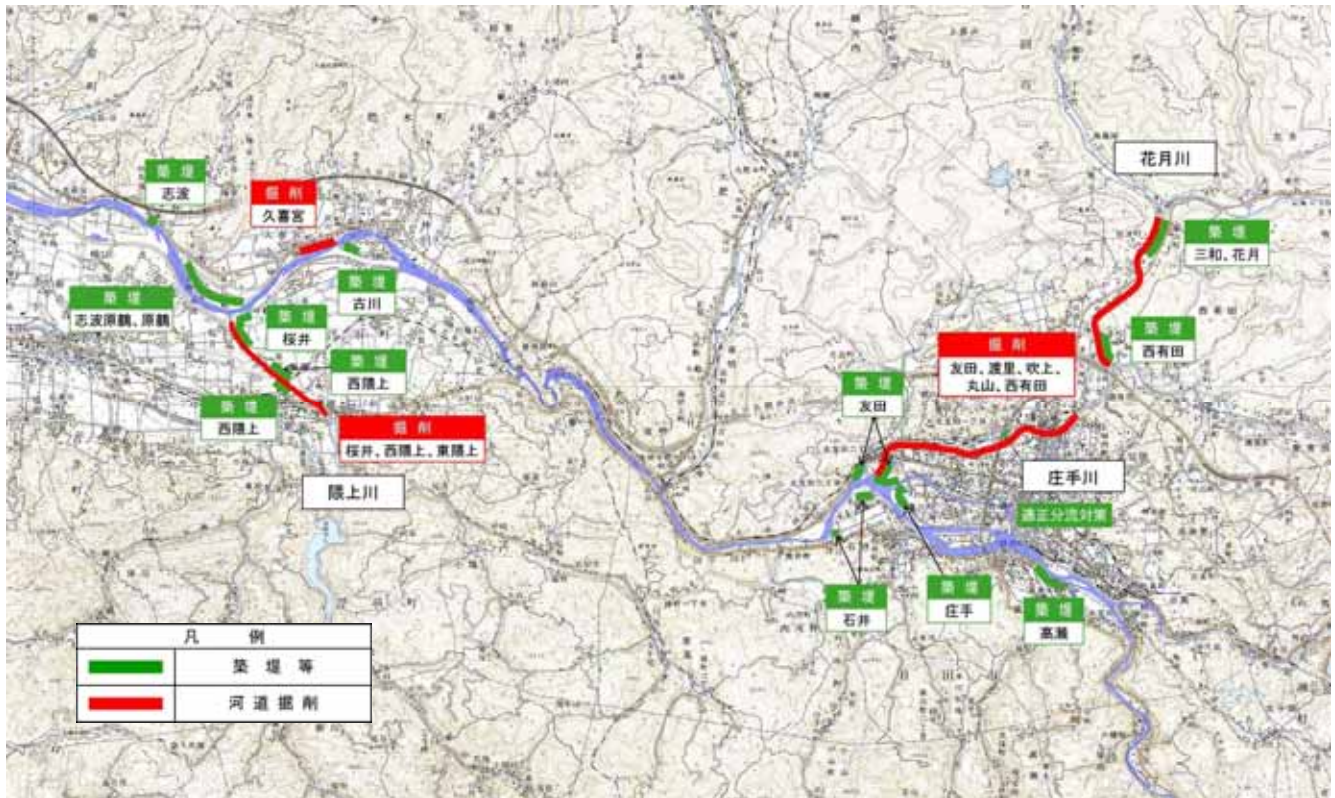


図4-2-2 (3) 施行箇所的位置 (上流)

4. 河川の整備の実施に関する事項

[筑後大堰から下流の区間(高潮対策区間を除く)]

大川市道海島^{どうかいじま}及び久留米市城島町浮島^{うきしま}等において、堤防の高さ・幅が不足しており、洪水を安全に流下させることができないため、堤防の嵩上げ・拡幅等を実施します。

表 4-2-1 堤防整備箇所一覧表

河川名	左右岸	区 間	地 名
筑後川	右岸	9k200～11k050	大川市道海島、神崎市千代田町崎村
	右岸	11k400～12k250	久留米市城島町浮島
	左岸	12k200～14k100	久留米市城島町青木島、江島、櫛津
	右岸	12k250～14k900	神崎市千代田町迎島
	右岸	15k000～15k950	久留米市城島町下田
	右岸	17k900～18k600	みやき町坂口
	左岸	19k250～19k400	みやき町天建寺

筑後川 11k800 付近

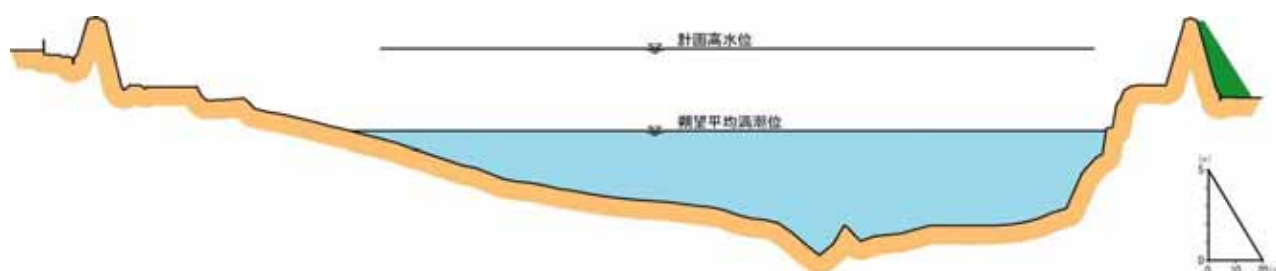


図 4-2-3 代表横断面図(右岸:久留米市城島町浮島)

筑後川 13k800 付近

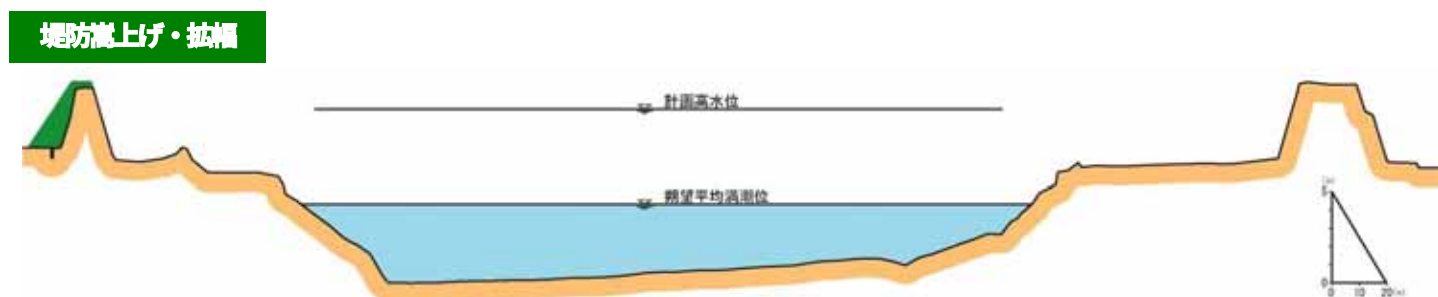


図 4-2-4 代表横断面図(左岸:久留米市城島町櫛津)

〔筑後大堰から千年分水路までの区間〕

久留米市瀬ノ下町及び北野町金島等において、堤防の高さ・幅が不足しており、洪水を安全に流下させることができないため、堤防の嵩上げ・拡幅等を実施します。また、施設管理者と調整し、洪水の流下阻害となっている筑後川橋の架け替え等を実施します。

表 4-2-2 堤防整備箇所一覧表

河川名	左右岸	区 間	地 名
筑後川	左岸	24k800～26k100	久留米市大石、瀬ノ下、京町
	右岸	27k400～29k200	久留米市小森野、高野、宮ノ陣
	右岸	30k200～31k700	久留米市宮ノ陣
	右岸	32k100～38k050	久留米市北野町上弓削、石崎、高良、鳥巢、中島、塚島、大城
	左岸	33k100～35k400	久留米市山川神代、太郎原、善道寺町木塚
	左岸	37k200～38k100	久留米市善道寺町与田、善道寺町飯田、久留米市北野町大城
	右岸	38k050～39k800	久留米市北野町金島
	左岸	38k100～39k200	久留米市北野町金島
	左岸	39k200～41k000	久留米市大橋町蜷川、久留米市田主丸町菅原
	右岸	39k800～40k000	久留米市北野町八重亀
	右岸	41k000～42k400	大刀洗町西原、三川
	左岸	41k900～43k000	久留米市田主丸町八幡、菅原

表 4-2-3 架替等橋梁一覧表

河川名	位 置	橋梁名	管理者	備 考
筑後川	41k000	筑後川橋	福岡県知事	桁下高不足
	41k000	筑後川橋側道橋	福岡県知事	桁下高不足

筑後川 34 k 000 付近

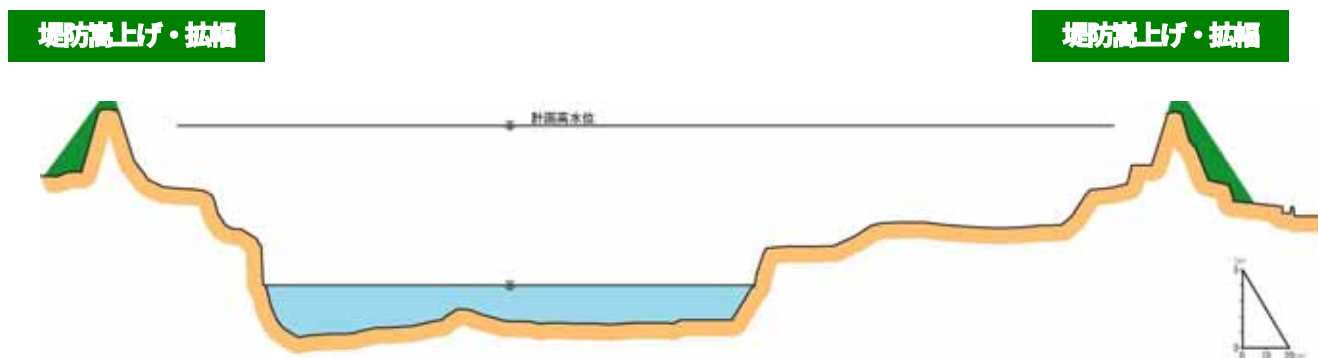


図 4-2-5 代表横断面図（左岸：久留米市太郎原町、右岸：久留米市北野町高良）

4. 河川の整備の実施に関する事項

[千年分水路から夜明ダムまでの区間]

うきは市^{よしいまちさくらい}吉井町桜井等において、堤防の高さ・幅が不足しており、洪水を安全に流下させることができないため、築堤等を実施します。また、朝倉市^{はきまちくぐみや}杷木町久喜宮において、河道断面が不足しているため、河道掘削を実施します。河道掘削にあたっては、河道の維持及び動植物の生息・生育環境に配慮します。

表 4-2-4 堤防整備箇所一覧表

河川名	左右岸	区 間	地 名
筑後川	右岸	54k150～54k300	朝倉市杷木町志波
	右岸	55k150～56k600	朝倉市杷木町志波原鶴、原鶴
	左岸	56k500～56k700	うきは市吉井町桜井
大石分水路	右岸	0k200～0k500	うきは市浮羽町古川

表 4-2-5 河道掘削箇所一覧表

河川名	左右岸	区 間	地 名
筑後川	右岸	57k950～58k500	朝倉市杷木町久喜宮

筑後川 56 k 6 0 0 付近

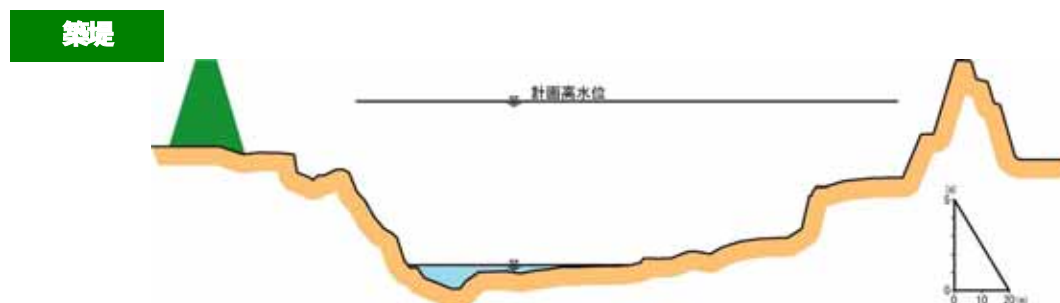


図 4-2-6 代表横断面図（左岸：うきは市吉井町桜井）

筑後川 58 k 2 0 0 付近

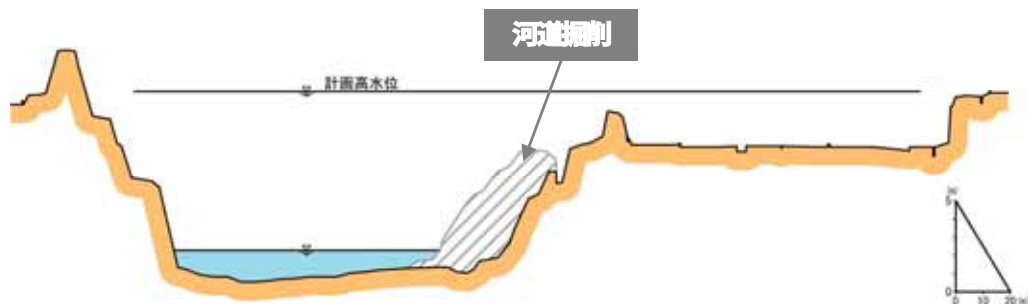


図 4-2-7 代表横断面図（右岸：朝倉市杷木町久喜宮）

〔夜明ダムから上流の区間〕

日田市石井町及び高瀬町等において、堤防の高さ・幅が不足しており、洪水を安全に流下させることができないため、築堤等を実施します。

庄手川においては、洪水が過剰に流入することから筑後川（三隈川）、隈川及び庄手川の分流量の適正化を図るため、必要に応じて庄手川への流入を規制する堰の整備、三隈堰の改築及び導流施設等の整備並びに庄手川における築堤や堰改築等を実施します。

表 4-2-6 堤防整備箇所一覧表

河川名	左右岸	区 間	地 名
筑後川	左岸	71k000～72k400	日田市石井
	右岸	71k900～72k600	日田市友田
	右岸	72k600～73k100	日田市庄手
	左岸	75k900～76k350	日田市高瀬

※. 庄手川の堤防整備等については、分流量の適正化に応じて対応します。

筑後川 72 k 0 0 0 付近

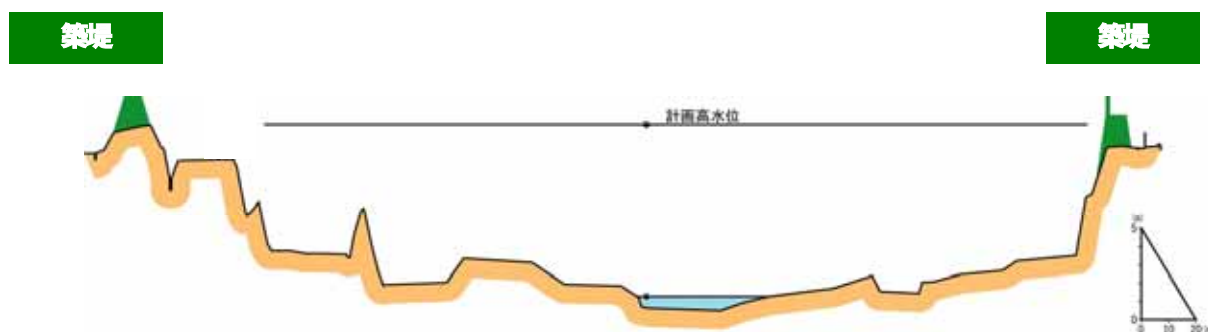


図 4-2-8 代表横断面図（左岸：日田市石井 右岸：日田市友田）

筑後川 76 k 0 0 0 付近

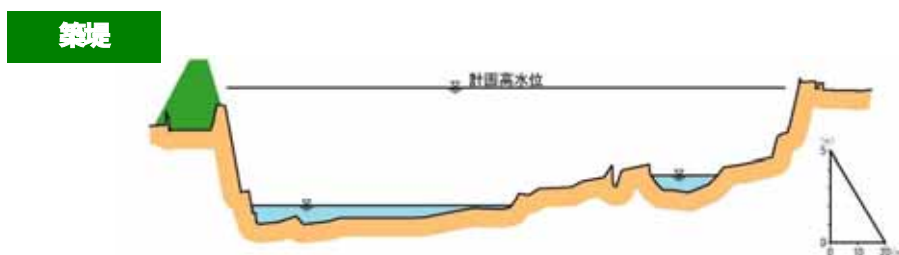


図 4-2-9 代表横断面図（左岸：日田市高瀬）

4. 河川の整備の実施に関する事項

[支川城原川]

全区間にわたって、河道断面が不足しており、洪水を安全に流下させることができないため、河道掘削及び堤防の拡幅等を実施します。また、施設管理者と調整し、流下阻害となっているお茶屋堰^{ちややせき}の改築及び夫婦井樋橋^{めおといび}の架け替え等を実施します。

河道掘削にあたっては、堰によって形成された湛水域に生息するオヤニラミ等の魚類の生息環境に配慮し、高水敷を掘削します。堰の改築にあたっては、魚道の設置等を行い、河川の上下流の連続性確保に努めます。

また、上流区間の堤防嵩上げにあたっては、下流区間の河道掘削等により、流下能力を確保したうえで実施します。

表 4-2-7 堤防整備箇所一覧表

河川名	左右岸	区 間	地 名
城原川	左岸	0k100～2k100	神崎市千代田町崎村、用作、佐賀市蓮池町古賀
	右岸	0k300～0k900	佐賀市蓮池町小松、古賀
	右岸	1k500～2k100	神崎市千代田町用作
	右岸	2k900～4k500	神崎市千代田町直鳥、姉
	左岸	3k100～4k500	神崎市千代田町直鳥、嘉納
	左岸	4k700～6k100	神崎市千代田町嘉納、神崎町永歌
	右岸	4k900～6k500	神崎市千代田町姉、神崎町本告牟田
	左岸	8k700、8k800	神崎市神崎町鶴
	右岸	8k500	神崎市神崎町竹

表 4-2-8 河道掘削箇所一覧表

河川名	左右岸	区 間	地 名
城原川	左岸	0k000～9k100	神崎市千代田町直鳥、嘉納、神崎市神崎町永歌、神崎、枝ヶ里、鶴
	右岸		神崎市千代田町直鳥、姉 神崎市神崎町本告牟田、竹

表 4-2-9 架替等橋梁一覧表

河川名	位 置	橋梁名	管理者	備 考
城原川	5k500	夫婦井樋橋	神崎市長	桁下高不足

表 4-2-10 改築等堰一覧表

河川名	位 置	堰 名	管理者	備 考
城原川	2k950	お茶屋堰	余り江水利組合	流下阻害
	8k039	猪面井堰	猪面区長	流下阻害
	8k669	日出来井堰 利田井堰	犬の目区長 利田区長	流下阻害

城原川 5 k 000 付近

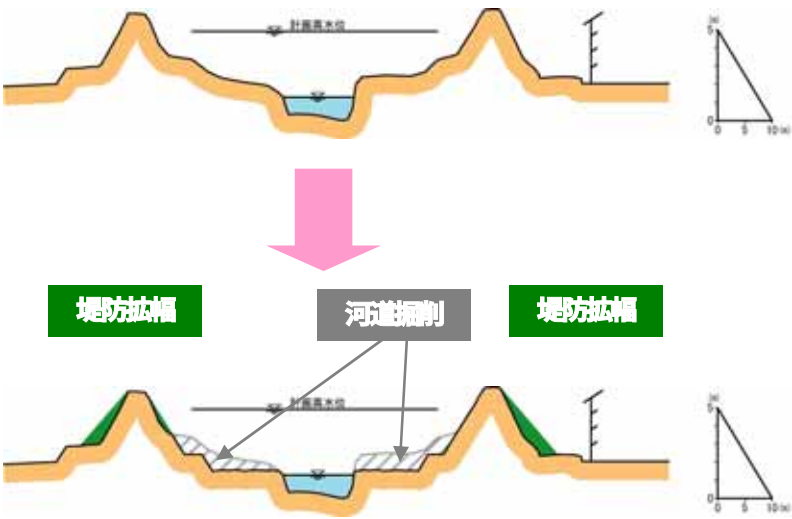


図 4-2-10 代表横断面図（左岸：神崎市神埼町永歌 右岸：神崎市千代田町姉）

4. 河川の整備の実施に関する事項

〔支川田手川〕

神崎市千代田町^{さきむら}崎村等において、堤防の高さが不足しており、洪水を安全に流下させることができないため、堤防を嵩上げします。

表4-2-11 堤防整備箇所一覧表

河川名	左右岸	区 間	地 名
田手川	右岸	0k600～0k700	神崎市千代田町崎村
	左岸	0k800～1k000	久留米市城島町浮島

田手川 0k700 付近



図4-2-11 代表横断面図（右岸：千代田町崎村）

〔支川広川〕

久留米市^{みつづみ}三潁町^{くさば}草場等において、堤防の高さ・幅が不足しており、洪水を安全に流下させることができないため、築堤等を実施します。

表4-2-12 堤防整備箇所一覧表

河川名	左右岸	区 間	地 名	備 考
広川	左岸	0k300～2k750	久留米市城島町内野、三潁町草場 大善寺町黒田	背水影響区間※
	右岸	0k650～2k600	みやき町坂口	
	右岸	2k600～3k400	久留米市大善寺町中津	

※. 背水影響区間とは、洪水時に筑後川本川の水位が支川に及ぶ区間です。

広川 1k000 付近

築堤

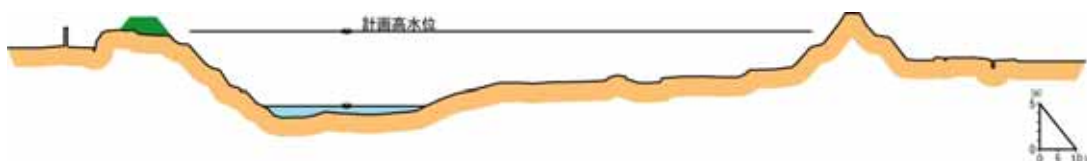


図4-2-12 代表横断面図（左岸：久留米市三潁町草場）

[支川宝満川]

久留米市^{こもりの}小森野及び小郡市^{おごおり}福童^{ふくどう}等において、堤防の高さ・幅が不足しており、洪水を安全に流下させることができないため、堤防の嵩上げ・拡幅等を実施します。

表4-2-13 堤防整備箇所一覧表

河川名	左右岸	区 間	地 名	備 考
宝満川	左岸	0k000～0k350	久留米市小森野	背水影響区間
	右岸	0k650～1k100	鳥栖市下野町	
	左岸	1k850～2k650	久留米市小森野	
	左岸	3k000～3k400	久留米市宮ノ陣	
	右岸	6k100～8k000	小郡市福童	
	左岸	7k950～8k000	小郡市二森	

宝満川 8k000 付近



図4-2-13 代表横断面図（左岸：小郡市二森、右岸：小郡市福童）

4. 河川の整備の実施に関する事項

[支川安良川]

鳥栖市^{まき}真木町及び幸津町^{さいつ}等において、堤防の高さ・幅が不足しており、洪水を安全に流下させることができないため、堤防の嵩上げ・拡幅等を実施します。

表 4-2-14 堤防整備箇所一覧表

河川名	左右岸	区 間	地 名	備 考
安良川	左岸	0k000～1k300	鳥栖市真木町、轟木町	背水影響区間
	右岸	0k000～1k300	鳥栖市下野町、幸津町	

安良川 0 k 8 0 0 付近

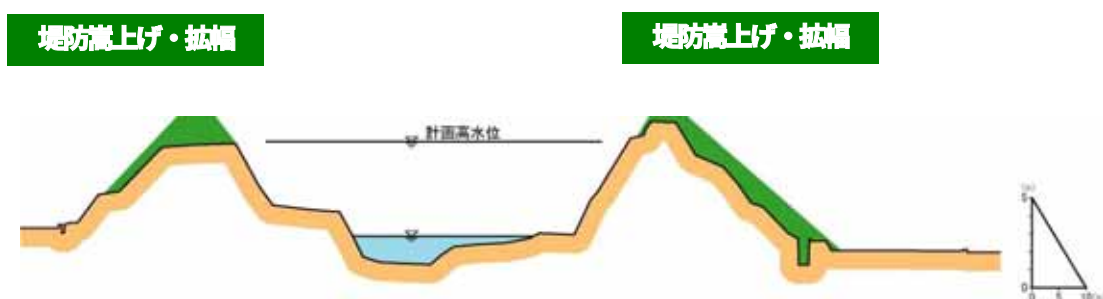


図 4-2-14 代表横断面図（左岸：鳥栖市真木町、右岸：鳥栖市下野町）

[支川高良川]

久留米市^{あいかわ}合川において、堤防の高さ・幅が不足しており、洪水を安全に流下させることができないため、堤防の嵩上げ・拡幅等を実施します。

表 4-2-15 堤防整備箇所一覧表

河川名	左右岸	区 間	地 名	備 考
高良川	左岸	0k700～1k600	久留米市合川	背水影響区間
	右岸	0k850～1k600	久留米市合川	

高良川 1 k 0 0 0 付近

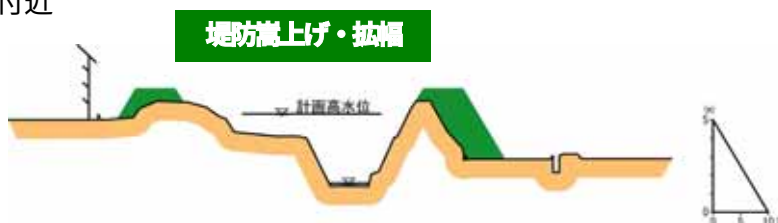


図 4-2-15 代表横断面図（左岸、右岸：久留米市合川）

支川巨瀬川

^{おおはし}大橋付近から上流区間において、河道断面が不足しており、洪水を安全に流下させることができないため、河道掘削及び築堤等を実施します。また、施設管理者と調整を図り、洪水の流下阻害となっている^{えぐち}江口橋の架け替え等を実施します。

河道掘削にあたっては、ツルヨシ群落やアリアケギバチ及びカゼトゲタナゴ等の動植物の生息・生育環境に配慮し、生態系の復元状況を継続的に調査しながら段階的に実施します。また、「巨瀬川みのうの里における川づくり構想（平成14年2月巨瀬川みのうの里の川づくり懇談会）」を踏まえ、自治体等と連携して整備を進めます。

表4-2-16 堤防整備箇所一覧表

河川名	左右岸	区 間	地 名
巨瀬川	左岸	4k300～10k000	久留米市大橋町合衆、久留米市田主丸町中尾、竹野、地徳、田主丸
	右岸	5k300～10k000	久留米市田主丸町牧、中尾、以真恵、志塚島、上原、豊城、田主丸

表4-2-17 河道掘削箇所一覧表

河川名	左右岸	区 間	地 名
巨瀬川	左岸	4k200～10k000	久留米市大橋町合衆、久留米市田主丸町中尾、竹野、地徳、田主丸
	右岸		久留米市田主丸町牧、中尾、以真恵、志塚島、上原、豊城、田主丸

表4-2-18 架替等橋梁一覧表

河川名	位 置	橋梁名	管理者	備 考
巨瀬川	5k685	小屋場橋	福岡県知事	橋長不足
	6k416	今村橋	久留米市長	橋長不足
	6k855	江口橋	福岡県知事	橋長不足
	7k500	灰塚橋	久留米市長	橋長不足
	8k024	高島橋	久留米市長	橋長不足
	8k970	中原橋	福岡県知事	橋長不足
	9k845	村島橋	久留米市長	橋長不足

4. 河川の整備の実施に関する事項

巨瀬川 4k800 付近

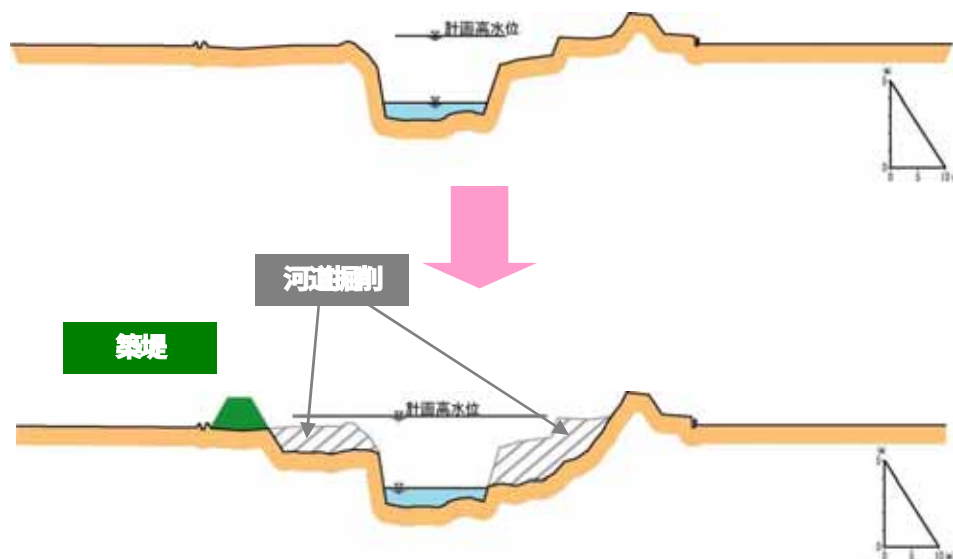


図4-2-16 代表横断面図（左岸：久留米市大橋町合衆 右岸：久留米市田主丸町牧）

〔支川小石原川〕

大刀洗町菅野^{すがの}及び富田^{とみた}等において、堤防の高さ・幅が不足しており、洪水を安全に流下させることができないため、堤防の嵩上げ・拡幅等を実施します。また、施設管理者と調整し、洪水の流下阻害となっている菅野橋^{すがの}の架け替え等を実施します。

表4-2-19 堤防整備箇所一覧表

河川名	左右岸	区 間	地 名	備 考
小石原川	右岸	-1k000～1k600	久留米市北野町八重亀、中川 大刀洗町守部、富田	背水影響区間
	左岸	2k000～3k400	大刀洗町菅野、栄田	
	右岸	2k000～3k400	大刀洗町富田、菅野、栄田	

表4-2-20 架替等橋梁一覧表

河川名	位 置	橋梁名	管理者	備 考
小石原川	2k150	菅野橋	大刀洗町長	桁下高不足
	2k500	目北橋	大刀洗町長	桁下高不足

小石原川 3k000 付近

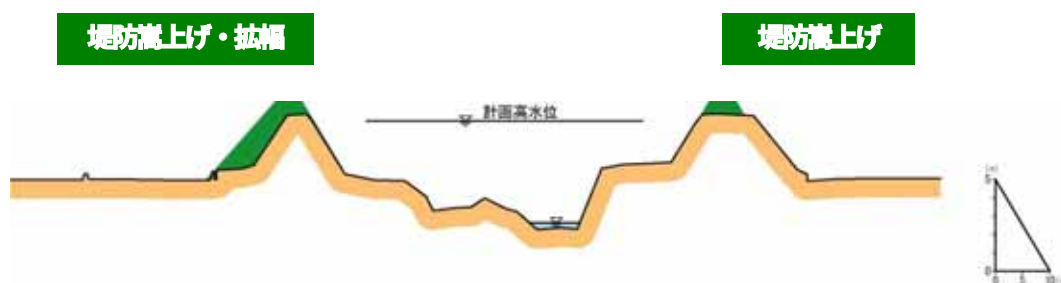


図4-2-17 代表横断面図（左岸、右岸：大刀洗町栄田）

4. 河川の整備の実施に関する事項

[支川佐田川]

大刀洗町^{かねまる}金丸等において、堤防の高さ・幅が不足しており、洪水を安全に流下させることができないため、堤防の嵩上げ・拡幅等を実施します。また、施設管理者と調整し、洪水の流下阻害となっている桂川橋^{かつらがわ}の架け替え等を実施します。

表 4-2-21 堤防整備箇所一覧表

河川名	左右岸	区 間	地 名	備 考
佐田川	左岸	0k100～2k550	大刀洗町三川、朝倉市長田、金丸	背水影響区間
	右岸	0k000～2k550	大刀洗町三川、甘木市長田、白鳥、小隈	

表 4-2-22 架替等橋梁一覧表

河川名	位 置	橋梁名	管理者	備 考
佐田川	0k600	桂川橋	福岡県知事	桁下高不足
	0k600	佐田川橋	福岡県知事	桁下高不足

佐田川 0k400 付近

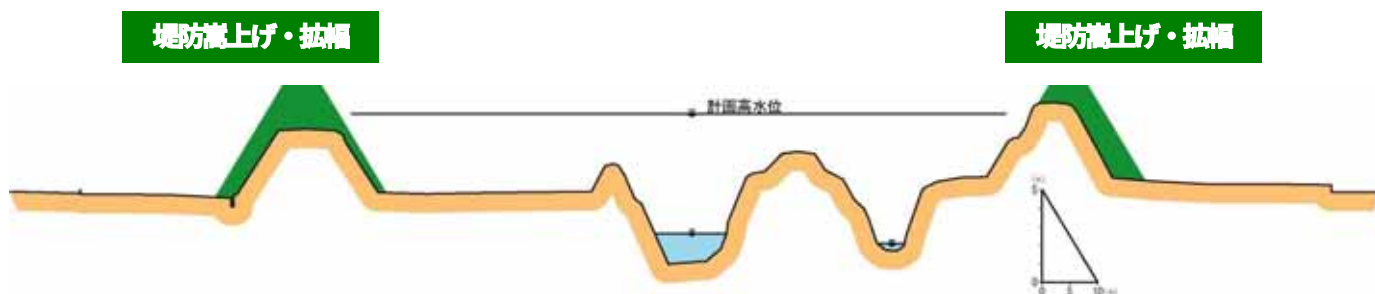


図 4-2-18 代表横断面図（左岸、右岸：大刀洗町三川）

〔支川隈上川〕

全区間にわたって、河道断面が不足しており、洪水を安全に流下させることができないため、河道掘削及び築堤等を実施します。また、施設管理者と調整し、洪水の流下阻害となっている^{ながの}長野橋の架け替え等を実施します。

河道掘削にあたっては、オヤニラミ及びアリアケギバチ等の魚類の生息環境に配慮します。

表 4-2-23 堤防整備箇所一覧表

河川名	左右岸	区 間	地 名
隈上川	右岸	0k000～0k500	うきは市吉井町桜井
	右岸	1k200～1k600	うきは市浮羽町西隈上
	左岸	1k500～1k750	うきは市浮羽町西隈上

表 4-2-24 河道掘削箇所一覧表

河川名	左右岸	区 間	地 名
隈上川	左岸	0k000～2k400	うきは市吉井町桜井、 うきは市浮羽町西隈上、東隈上
	右岸		

表 4-2-25 架替等橋梁一覧表

河川名	位 置	橋梁名	管理者	備 考
隈上川	0k150	長野橋	福岡県知事	橋長不足
	0k960	下御所橋	うきは市長	桁下高不足

隈上川 1k400 付近

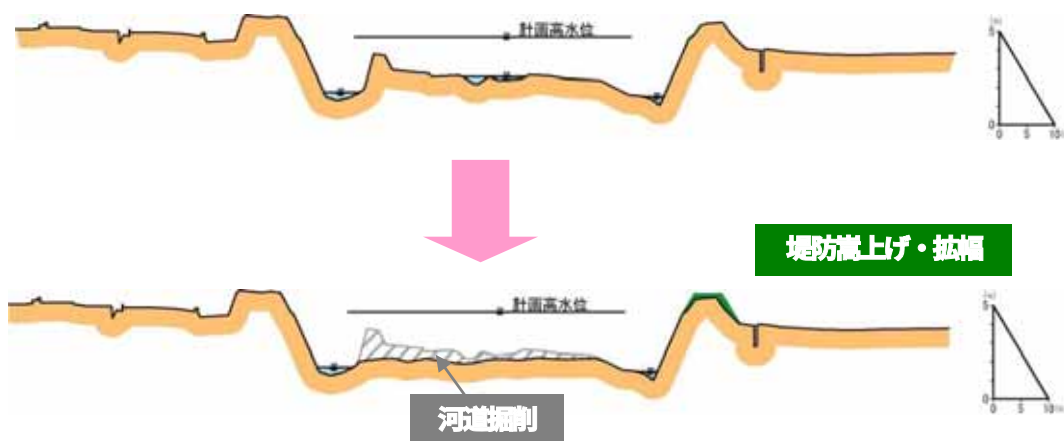


図 4-2-19 代表横断面図（右岸：うきは市浮羽町西隈上）

4. 河川の整備の実施に関する事項

〔支川花月川〕

全区間にわたって、河道断面が不足しており、洪水を安全に流下させることができないため、河道掘削及び築堤等を実施します。また、施設管理者と調整し、流下阻害となっている

光岡頭首工てるおかとうしゅこうの改築及びJR久大本線鉄道橋きゅうだいにの架け替え等を実施します。

河道掘削にあたっては、メダカ及びオヤニラミ等の魚類の生息環境、日田市豆田町等における河川空間の利用及び景観に配慮します。また、堰の改築にあたっては、魚道の設置等を行い、河川の上下流の連続性確保に努めます。

表4-2-26 堤防整備箇所一覧表

河川名	左右岸	区 間	地 名
花月川	左岸	0k000～0k400	日田市友田
	右岸	2k700	日田市友田
	左岸	5k350～6k400	日田市西有田
	左岸	7k650～8k600	日田市三和、花月

表4-2-27 河道掘削箇所一覧表

河川名	左右岸	区 間	地 名
花月川	左岸	0k400～4k200	日田市友田、渡里、吹上、丸山、西有田
	右岸	5k400～8k600	

表4-2-28 架替等橋梁一覧表

河川名	位 置	橋梁名	管理者	備 考
花月川	2k700	JR久大本線鉄道橋	九州旅客鉄道(株)	桁下高不足
	4k730	夕田橋	日田市長	桁下高不足

表4-2-29 改築等堰一覧表

河川名	位 置	堰 名	管理者	備 考
花月川	0k530	三郎丸井堰	個 人	流下阻害
	1k750	光岡頭首工	光岡井堰水利組合	流下阻害
	4k440	城内頭首工	中央土地改良区	流下阻害
	5k440	千井手井堰	千井手水利組合	流下阻害

花月川 5 k 6 0 0 付近

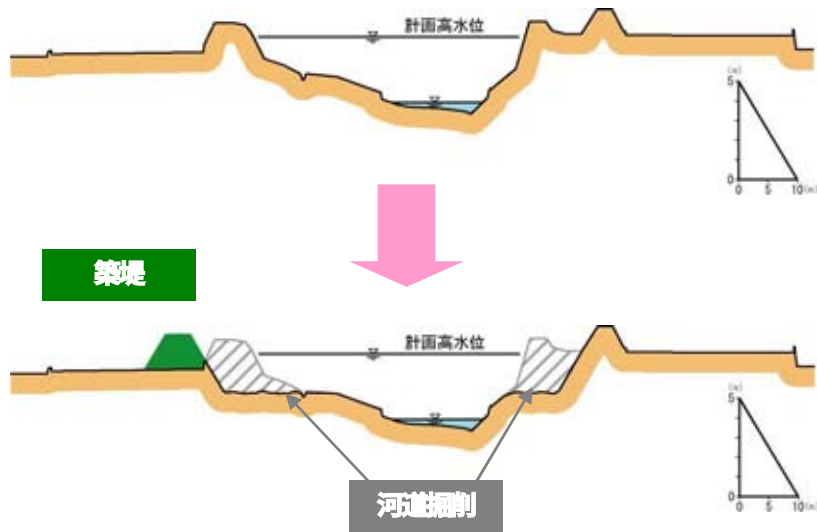


図 4 - 2 - 2 0 代表横断面図 (左岸：日田市西有田)

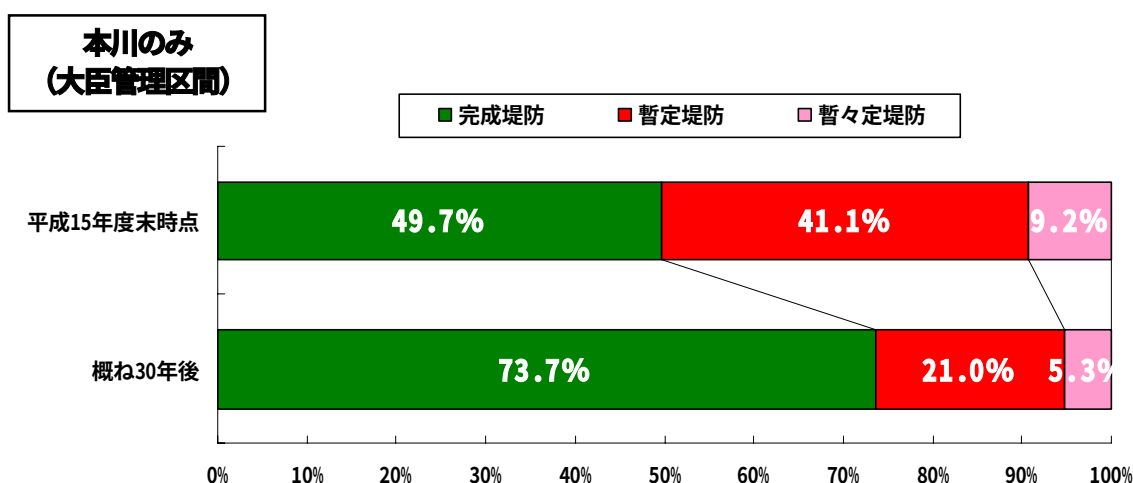
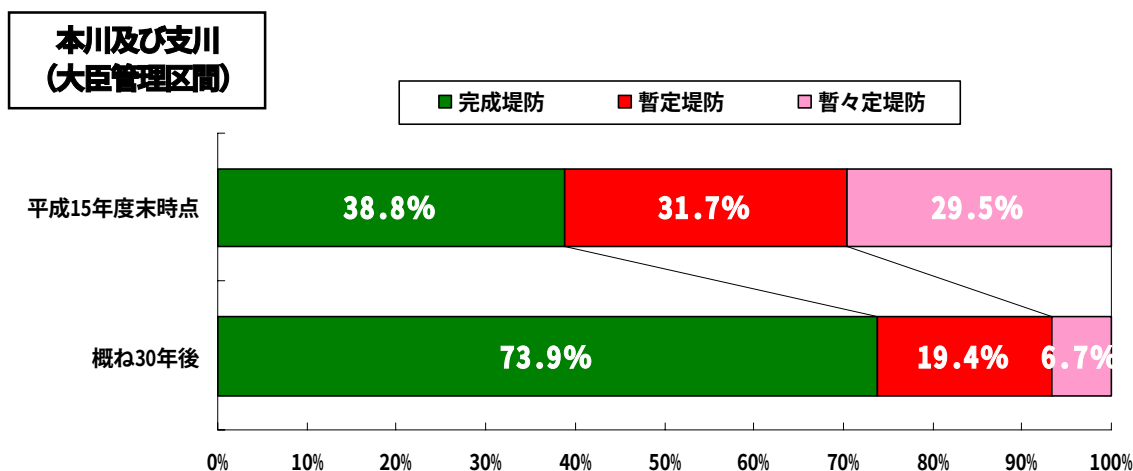
4. 河川の整備の実施に関する事項

<堤防の整備率>

洪水対策としての堤防整備により、概ね 30 年後には大臣管理区間における完成堤防は、現在の約 39%から約 74%になります。このうち本川においては、現在の約 50%から約 74%になります。

表 4-2-30 大臣管理区間における堤防整備の見込み（概ね 30 年後）

項 目		上段：堤防延長 (km) 下段：堤防整備率 (%)		
		完成堤防	暫定堤防	暫々定堤防
本川 及び 支川	平成15年度末時点	110.9	90.8	84.5
		38.8	31.7	29.5
	概ね30年後	211.5	55.5	19.2
		73.9	19.4	6.7
筑後川 本川 のみ	平成15年度末時点	66.2	54.7	12.3
		49.7	41.1	9.2
	概ね30年後	98.2	28.0	7.0
		73.7	21.0	5.3



(2) 堤防の質的安全性確保

筑後川の堤防は、過去の洪水履歴等に基づいて、長年にわたり拡築や補修が行われてきました。これらの河川堤防は工事の履歴や土質等が明確でないところもあり、工学的に検討されたものではありません。そこで、堤防の詳細点検を実施し、必要に応じて強化します。

4. 河川の整備の実施に関する事項

(3) 水衝部等の堤防の安全性確保

久留米市^{だいろうばるまち}太郎原町及び北野町^{きたのまちいしざき}石崎等において、洪水時の河床の深掘れ、河岸及び堤防法面の浸食等によって堤防の安全性を確保できない恐れがあるため、根固め、護岸、水制及び法面保護等を実施します。なお、小森野^{こもりのとこがため}床固については、周辺の深掘れや変形が見られるため、新宝満川への適正な分流及び景観等に配慮し、改善策を実施します。

表 4-2-31

水衝部対策等の箇所一覧表

河川名	左右岸	区 間	地 名	河川名	左右岸	区 間	地 名
筑後川	左岸	0k000～1k000	柳川市昭南町	筑後川	右岸	42k000～43k000	大刀洗町三川
	左岸	13k000～13k600	久留米市城島町江島		左岸	43k200～43k400	久留米市田主丸町八幡
	右岸	15k800～16k200	みやき町東津、 久留米市城島町下田		左岸	47k400～48k400	久留米市田主丸町船越
	右岸	21k000～21k400	みやき町西島、江口		右岸	49k400～50k200	朝倉市田中
	右岸	28k400～28k800	久留米市高野（小森野床固）		左岸	55k000～55k800	うきは市吉井町千年
	右岸	33k200～33k600	久留米市北野町石崎		右岸	58k800～59k200	朝倉市杷木寒水
	左岸	34k200～35k000	久留米市太郎原		右岸	75k000～75k600	日田市隈
	右岸	37k000～37k600	久留米市北野町中島、塚島	広川	左岸	0k400～0k800	久留米市城島町内野
	左岸	38k600～39k600	久留米市大橋町、 久留米市北野町金島	玖珠川	右岸	0k000～0k400	日田市日高

※. 上記の箇所のほか、河川の維持や河川管理施設等の安全性を確保する必要がある場所については、必要に応じ水衝部対策を実施します。



図 4-2-21 (1) 水衝部対策箇所の位置 (下流)



図4-2-21 (2) 水衝部対策箇所の位置 (中流)



図4-2-21 (3) 水衝部対策箇所の位置 (上流)

4. 河川の整備の実施に関する事項

(4) 高潮による氾濫の防止

筑後川の大川市^{べにや}紅粉屋及び早津江川の川副町^{はやつえ}早津江等において、堤防の高さが不足し高潮による越水の危険があるため、堤防の嵩上げ等を実施します。

堤防の整備にあたっては、効率性や社会的影響等に配慮し、河川整備基本方針と整合のとれた堤防断面で整備します。また、筑後川下流や早津江川は、昇開橋及びアシ原等と調和した特徴的な景観を有していることから、これらの周辺景観に配慮します。なお、波返し工や法面保護工については、目標高との関係や、上下流の連続性及び波の影響などを総合的に考慮した上で、必要に応じて整備します。

表 4-2-3 2 堤防整備箇所

河川名	左右岸	区 間	地 名	施工高 (TP.m)
筑後川	左岸	3k000～3k100	大川市新田	6.50
	右岸	4k450～4k700	大川市大野島	6.50
	左岸	5k100～5k950	大川市小保	6.50
	右岸	7k250～7k350	佐賀市諸富町大中島	5.30
早津江川	右岸	1k100～3k900	川副町犬井道、早津江	6.50～7.00
	左岸	2k500～3k700	川副町大詫間	6.50
	右岸	3k900～5k550	川副町早津江	6.00～6.50
	左岸	5k000～5k500 6k600～7k000	大川市大野島	6.00
	右岸	5k900～6k150	佐賀市諸富町西寺井	6.00
諸富川	右岸	0k000～1k100	佐賀市諸富町諸富	5.30
	右岸	1k200	佐賀市諸富町三丁分	6.50
	左岸	1k500～1k800	佐賀市諸富町大中島	6.50

※. 施工高については、波返し工を除いた高さとしています。

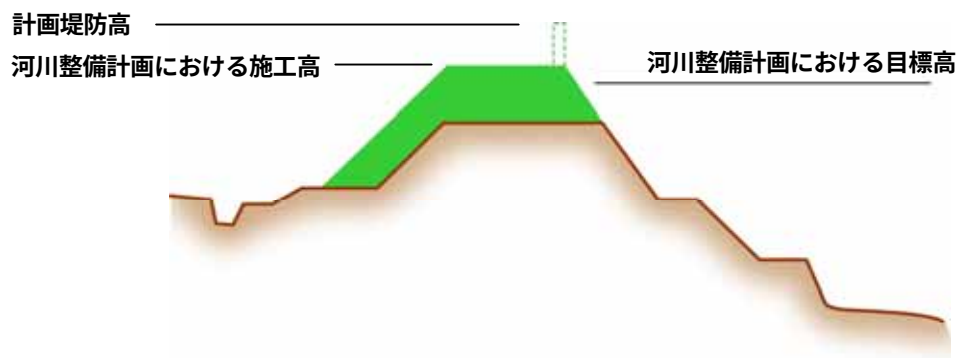


図 4-2-2 2 代表横断面図 (大川市新田)

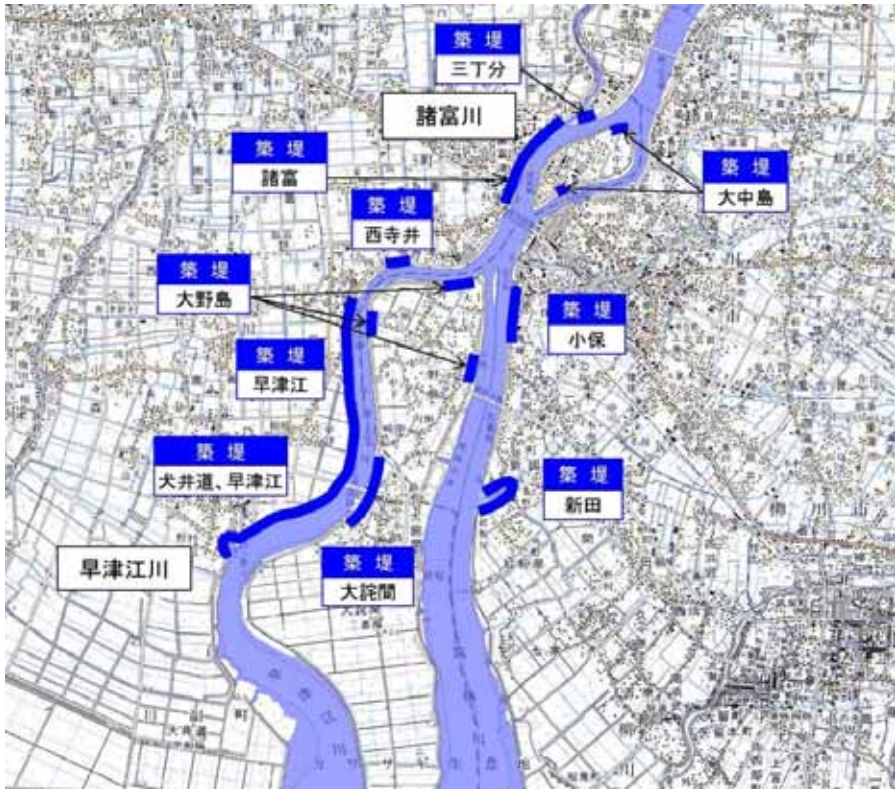


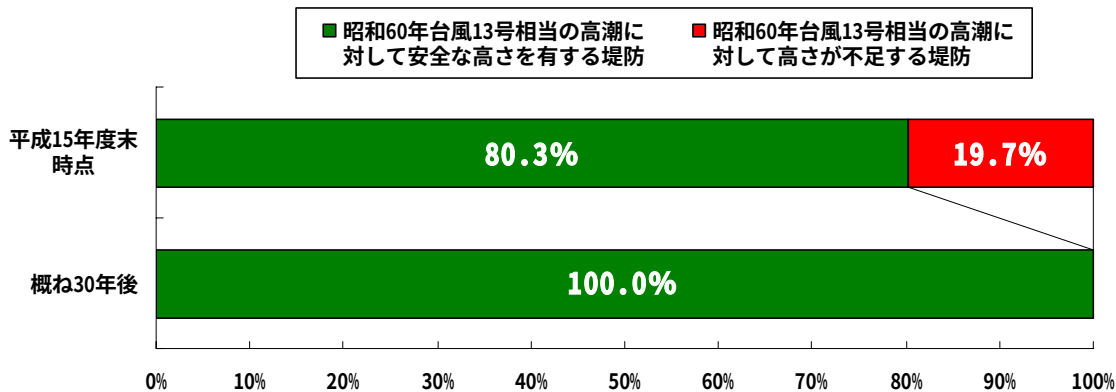
図 4-2-23 高潮対策箇所の位置

<堤防の整備率>

高潮対策としての堤防整備により、概ね 30 年後には、昭和 60 年台風 13 号相当の高潮に対して安全な高さを有する堤防の区間が現在の約 80% から 100% になります。

表 4-2-33 大臣管理区間の高潮対策区間における堤防整備の見込み（概ね 30 年後）

項 目	上段：堤防延長 (km) 下段：整備率 (%)	
	昭和60年台風13号相当の高潮に対して安全な高さを有する堤防	昭和60年台風13号相当の高潮に対して高さが不足する堤防
平成15年度末時点	47.2	11.6
	80.3	19.7
概ね30年後	58.8	0.0
	100.0	0.0



4. 河川の整備の実施に関する事項

(5) 支川の排水能力向上

水門・樋門等を通じて筑後川に流入する支川の排水能力向上のため、整備中の寒水川水門及び大刀洗水門のほか、現在、河川整備が進められている古川^{ふるかわ}（福岡県管理）、西田川^{にしだ}（佐賀県管理）及び安武川^{やすたけ}（久留米市管理）等において、今後、合流点整備等が必要となることから、「総合流域防災協議会」※等において自治体と調整し、浸水被害の状況、土地利用の状況及び支川の整備状況等を総合的に検討し、必要に応じて、水門・樋門等を整備します。

また、洪水、高潮時の水門・樋門等のゲート閉鎖に伴い、支川等からの排水が困難となる筑後川下流域の各支川の排水対策として、佐賀導水を整備するとともに、既設の排水機場群の再配置・改築等を実施します。また、床上浸水等が発生している地域においては、浸水被害の状況、土地利用の状況及び支川の整備状況等を考慮し、必要に応じた対策を自治体と連携して講じます。

※.総合流域防災協議会は、豪雨災害に対し流域全体の安全度の向上を図るため、国と県が流域内の情報共有及び調整等を行い、効果的・効率的な水害・土砂災害対策を行うことを目的として設置しているものです。

(6) 洪水流量の低減

筑後川の基準地点荒瀬において、洪水流量を低減させるため、支川赤石川^{あかいし}上流の日田市^{おおやま}大山町西大山に大山ダムを整備します。

また、支川小石原川^{さかえだ}の栄田橋^{えがわ}において、洪水流量を低減させるため、小石原川上流の朝倉市^{あさぐら}江川に小石原川ダムを整備します。

さらに、支川城原川^{ひでけ}の白出来橋^{しろでき}において、洪水流量を低減させるため、城原川上流に城原川ダムを整備します。

なお、ダムの整備にあたっては、自然環境及び社会環境に配慮し、必要に応じた対策を講じます。

① 大山ダム

大山ダムは、洪水調節、流水の正常な機能の維持及び水道用水の供給を目的としています。大山ダムは、既設の松原ダム、下笠ダム及びその他の洪水調節施設と併せて、基準地点荒瀬において、基本高水のピーク流量 $10,000\text{m}^3/\text{s}$ のうち $4,000\text{m}^3/\text{s}$ の流量低減を図ります。なお、河川整備計画の目標流量 $6,900\text{m}^3/\text{s}$ に対しては、既設の松原ダム及び下笠ダムと併せて $1,700\text{m}^3/\text{s}$ の流量低減を見込みます。

表 4-2-3 4 大山ダム諸元

型 式	重力式コンクリートダム
堤 高	99m
堤 頂 長	370m
集 水 面 積	33.6km^2
湛 水 面 積	0.6km^2
総 貯 水 容 量	約 $1,960\text{万m}^3$
有 効 貯 水 容 量	約 $1,800\text{万m}^3$

② 小石原川ダム

小石原川ダムは、洪水調節、流水の正常な機能の維持（異常渇水時の緊急水の補給を含む）及び水道用水の供給を目的としています。小石原川ダムは、小石原川の柴田橋において、河川整備基本方針に対応した流量 $800\text{m}^3/\text{s}$ のうち $140\text{m}^3/\text{s}$ の流量低減を図ります。なお、河川整備計画の目標流量 $630\text{m}^3/\text{s}$ に対しては、 $110\text{m}^3/\text{s}$ の流量低減を見込みます。

表 4-2-3 5 小石原川ダム諸元

型 式	ロックフィルダム
堤 高	129m
堤 頂 長	504m
集 水 面 積	20.5km^2
湛 水 面 積	1.2km^2
総 貯 水 容 量	約 $4,000\text{万m}^3$
有 効 貯 水 容 量	約 $3,910\text{万m}^3$

4. 河川の整備の実施に関する事項

③ 城原川ダム

城原川ダムは、城原川の日出来橋において、河川整備基本方針に対応した流量
690m³/s のうち 360m³/s の流量低減を図ります。

表 4－2－3 6 城原川ダム諸元

集 水 面 積	42.5km ²
洪 水 調 節 容 量	約300～400万m ³

※. 城原川ダムの容量等については、今後の調査検討により変わる
可能性があります。

4. 2. 2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する整備

夜明地点において、かんがい期 $37\text{m}^3/\text{s}$ 、非かんがい期 $20\text{m}^3/\text{s}$ の河川流量確保に努めるため、大山ダムを整備します。また、瀬ノ下地点において $40\text{m}^3/\text{s}$ の河川流量確保に努めるため、大山ダム、小石原川ダム及びダム群連携施設を整備します。

また、異常渇水時には、小石原川ダムから緊急水を補給します。

ダム群連携施設は、筑後川の流量が豊富で、かつ既設ダムに空き容量がある場合に筑後川から、支川佐田川及び小石原川に導水し、既設ダム等を有効活用するものです。また、支川城原川及び嘉瀬川における流水の正常な機能の維持及び佐賀市内の河川の水質浄化を図るため、筑後川から支川城原川及び嘉瀬川を導水路で連結する佐賀導水路を整備します。

※. 空き容量とは、ダムの満水までに余裕がある時に、そのダムにさらに貯めることができる容量のことをいいます。

表4-2-37 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する施設

施 設	種 別	施行の場所	機能の概要
大山ダム	多目的ダム	大分県日田市大山町西大山	不特定用水の確保 水道用水の確保
小石原川ダム	多目的ダム	福岡県朝倉市江川	不特定用水の確保 水道用水の確保 異常渇水時の緊急水の補給
ダム群連携施設	導水事業	筑後川本川から佐田川・小石原川	不特定用水の確保
佐賀導水	流況調整河川	東佐賀導水路 (筑後川からの分派点～城原川への合流点) 西佐賀導水路 (城原川からの分派点～嘉瀬川への合流点)	不特定用水の確保 水道用水の確保 浄化用水の確保

4. 河川の整備の実施に関する事項

4. 2. 3 河川環境の整備と保全に関する整備

多様な動植物の生息・生育環境を保全するため、特に重要と判断される筑後川下流の汽水域及び筑後川中流部等については、学識経験者等の意見を聴きながら、具体の保全・再生計画を立案し、必要に応じた対策を講じます。また、魚類等の遡上・降下に配慮し、河川の上下流の連続性の確保に努めます。

水環境の向上を図るため、特に改善が望まれる日田市街部等については、学識経験者等の意見を聴きながら、具体の保全・再生計画を立案し、必要に応じた対策を講じます。また、水質汚濁が著しい場所においては、必要に応じて浄化等に取り組みます。さらに、ダム湖においては、更なる水質の改善に努めます。

河川空間の利用を促進するため、親水性の向上、環境学習及び自然体験の場づくりやユニバーサルデザイン※の考え方に基づく施設整備に取り組みます。実施にあたっては、自治体等と連携し、水辺の楽校、水辺プラザ及び桜つつみ等の制度を活用します。

良好な河川景観を形成するため、筑後川の自然、歴史及び文化等の地域特性に配慮し、学識経験者等の意見を聴きながら、具体の景観計画等を立案し、必要に応じた対策を講じます。

※、ユニバーサルデザインとは、「全ての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障害の有無などにかかわらず、あらかじめ多様な人々が利用しやすいよう、都市や生活環境をデザインする考え方です。

(1) 筑後川上流部の水環境向上

筑後川(三隈川)、隈川及び庄手川が分流する島内堰及び三隈堰上流の湛水域は、日田温泉と一体となった重要な観光資源となっており、屋形船、散策等で利用され、「水郷日田」を代表する場所となっています。

一方で島内堰及び三隈堰の上流部では、水が滞留するため、大型の水草の繁茂及び浮泥の堆積が見られ、地域からは水環境の向上が期待されています。

このため、地域住民、自治体及び学識経験者等の意見を聴きながら「ひた水辺環境再生計画(仮称)」を策定し、必要に応じ、三隈堰の一部改築及び導流施設等を整備し、水環境の向上に努めます。また、湛水を一時的に落水して行う河川の一斉清掃についても調査・検討し、地域住民及び自治体等と連携して、可能なものから実施していきます。



写真4-2-1 水郷日田を流れる筑後川(三隈川)

日田市街地では、鵜飼いや屋形船等、観光のための河川利用が盛んで、筑後川の水環境への関心が非常に高くなっています。

松原ダムの下流から日田市街地までの区間では、近年、発電用水の取水口から下流に流す河川流量が増えたことを踏まえ、流量回復による河川の物理環境の変化に伴うアユ等魚類の生息環境について継続的に調査します。

4. 河川の整備の実施に関する事項

(2) 筑後川中流部の河川環境の保全と再生

筑後川中流部の大石堰付近から巨瀬川合流点付近の区間は、瀬、淵、ワンド、河原及び中州が連続して形成され、タナゴ類も確認されるなど、筑後川の中でも卓越して変化に富んだ河川環境を呈しています。特に、朝羽大橋付近は、動植物の生息・生育環境として重要な場所です。また、両筑橋上流の中州は陸地から隔離され、コアジサシ等の鳥類の繁殖地となっています。

一方、河原の草地化や河道内樹木の繁茂など河川環境の変化も見られ、今後適切な管理が必要となっています。

このため、学識経験者等の意見を聴きながら「筑後川中流河川環境保全・再生計画（仮称）」を策定し、必要に応じた保全・再生策を講じます。



写真4-2-2 朝羽大橋付近（うきは市、朝倉市）

朝羽大橋付近は過去の砂利採取等により、河川環境の単調化が見られましたが、現在では多様な環境が再生されています。



写真4-2-3 両筑橋上流付近（久留米市、朝倉市）

両筑橋上流の中州は周囲から隔離された空間になっているため、コアジサシ等の鳥類の繁殖地となっています。

(3) 筑後川下流部の汽水環境の保全と再生

筑後川下流部の汽水域は河口から約 23km に及びます。ここには、エツ、アリアケシラウオ及びアリアケヒメシラウオ等の筑後川固有の魚類が生息するなど、他に類をみない独特な環境を有しています。

一方、航路維持のための浚渫や過去の砂利採取等により河川環境が変化し、アシ原の減少や河床材料の変化などが見られます。

このため、学識経験者等の意見を聴きながら「筑後川汽水環境保全・再生計画（仮称）」を策定し、必要に応じた保全・再生策を講じます。



写真4-2-4 坂口床固付近(みやき町)

坂口床固上流部は塩分濃度が低く、エツの産卵・孵化のための良好な環境となっています。

4. 河川の整備の実施に関する事項

(4) 河川の連続性の確保

魚類等の生息環境に配慮し、河川を遡上・降下する魚類等が河川の上下流を自由に移動できるよう、堰等の河川横断工作物等には、施設管理者と連携し、必要に応じ魚道を整備します。



写真4-2-5
魚道のない堰 (お茶屋堰: 城原川)



写真4-2-6
魚道のある堰 (恵利堰: 筑後川)

堰等の河川横断工作物の中には、魚類等の遡上・降下を阻んでいるものがあり、魚道を整備することで河川の上下流を自由に移動することができるようになります。

巨瀬川においては、「巨瀬川みの中の里の川づくり構想 (平成 14 年 2 月: 巨瀬川みの中の里の川づくり懇談会)」を踏まえ、自治体等と連携し、必要に応じて河川と農業用水路等の連続性を確保します。また、その他の河川においても、必要な場合は水門・樋門等の合流点の連続性を確保します。



写真4-2-7 連続性が確保できていない水路 (巨瀬川)

(5) ダム貯水池及び周辺環境整備

既設の松原ダム及び下笠ダムのダム湖の水質保全を図るため、ダム湖における富栄養化のメカニズムの調査を行い、既設の選択取水設備及び曝気循環装置等の効果について検証し、必要に応じて施設を改善します。

また、ダム湖に流入する土砂や濁水による水質悪化の軽減、水と緑に囲まれた豊かで美しい環境の創出を目指し、ダム湖周辺に樹林帯を整備します。

さらに、貯水池に流入する汚濁負荷の削減に向けて、自治体等と連携して水質に関する情報の共有や啓発活動等を行うとともに、具体的な改善策について検討します。

大山ダム及び小石原川ダム等の整備にあたっては、ダム、付替道路及び工事用道路等の工事や新たな貯水池などが大気環境、水環境、地形、地質、植物、動物、生態系、景観及び人と自然との触れ合い活動の場等に与える影響を予測、評価し、その結果に応じて回避、低減、または代償の措置を講じます。



写真 4-2-8 松原ダムの選択取水設備

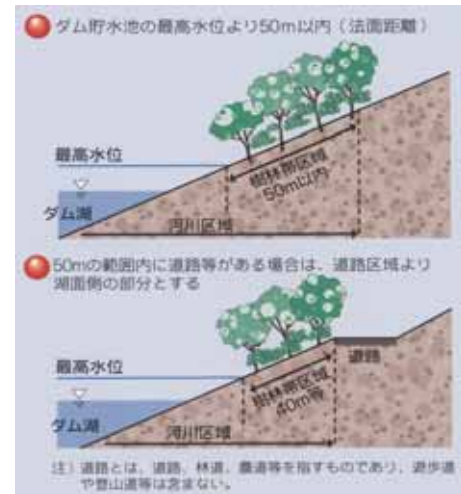


図 4-2-24 樹林帯整備のイメージ

松原ダム、下笠ダムのダム湖の周囲に樹林帯を整備し、土砂流入の防止や環境の創出を図ります。

4. 河川の整備の実施に関する事項

(6) 河川空間の利用促進

① 筑後川中下流部における河川利用促進

河川の持つ多様な機能を発揮させ、さらに河川と河川周辺の自然・歴史・文化資源等の有機的なネットワークを構築するため、川・人・まちをつなぐ水辺の拠点として、筑後川ふれあいスポット「川標（仮称）」を自治体等と連携して整備します。整備にあたっては、「筑後川中流域未来空間形成基本構想（平成 17 年 3 月：筑後川中流域未来空間形成計画検討協議会）」や「筑後川下流域未来空間形成基本構想」（筑後川下流域未来空間形成計画検討協議会）、河川舟運の再生に向けた計画（久留米市等）と連携を図ります。

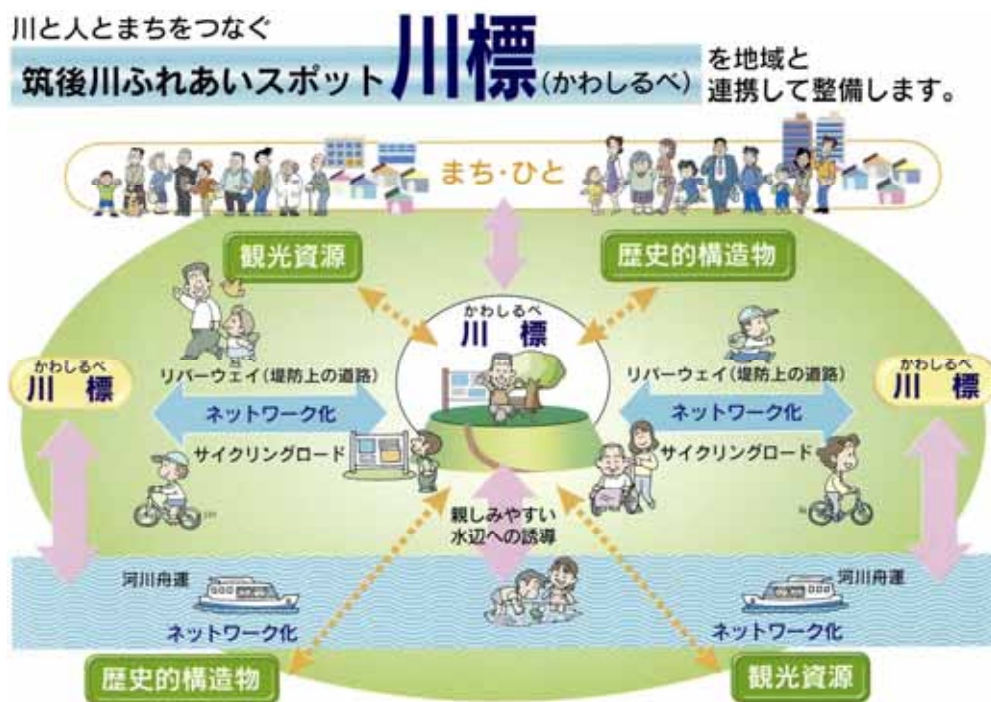


図 4-2-25 筑後川ふれあいスポット「川標」の概念図

親水護岸、ワンド、係留施設、散策路、せせらぎ水路、緩傾斜坂路及び案内標識等を整備し、学び、憩い、癒し及び集い等の場を創出します。自治体等が駐車場、木陰、トイレ及び休憩所等を整備することで、より魅力ある空間づくりが可能となります。道路、散策路、サイクリングロード及び河川舟運等により「川標」相互の連結を図ります。市街地の川沿いではオープンカフェなど市民の憩いの場として社会実験を行うことも可能です。

4. 河川の整備の実施に関する事項

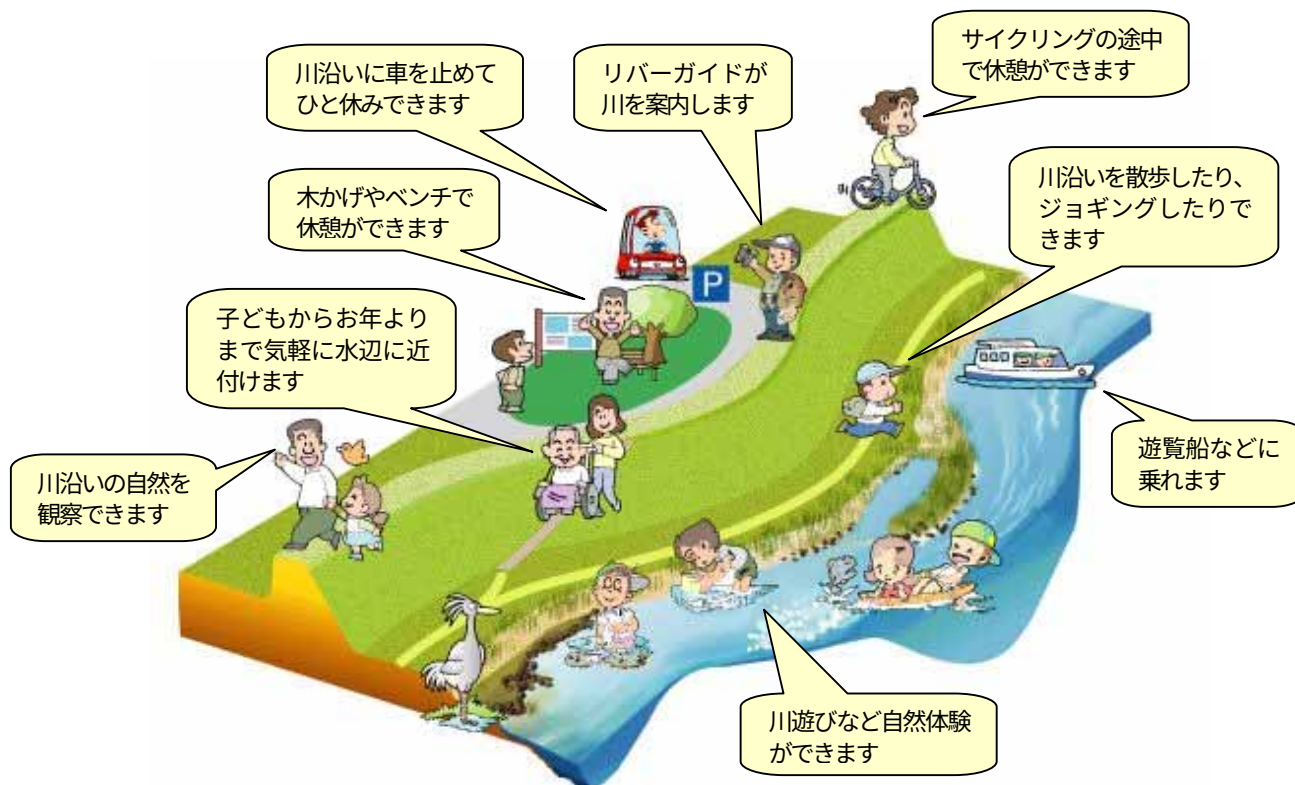


図4-2-26 かわしるべ 川標の具体の整備概要

表4-2-38 かわしるべ 川標（仮称）の整備候補地

候補地	連携を図る周辺の施設等
大石分水路周辺	筑後川温泉、大石堰、大石用水
原鶴分水路周辺	原鶴温泉
千年分水路周辺	山田堰、堀川山田用水、三連水車、童子丸池
筑後川橋～両筑橋間	恵利堰、床島用水
大城橋周辺	鎮西湖、巨瀬川下流
久留米市東部	久留米東部河川防災ステーション（計画）、河川舟運
久留米市街部	筑後川リバーサイドパーク、水天宮、河川舟運、くるめウス、久留米百年公園
早津江川	佐野常民記念館、河川舟運、昇開橋、デ・レーケ導流堤

※. 上記以外でも「川標」を整備する場合があります。具体の整備箇所、内容については、今後、自治体等と調整して決定します。

4. 河川の整備の実施に関する事項

また、久留米市街部の河岸は、日本住血吸虫病対策を実施したことから、単調なコンクリート護岸となり、高水敷と水面が隔離されています。近年、地域から親水性の向上を望む声も多いことから、治水上の安全性を確保しつつ、可能なところから、水と触れ合うことができるような河岸に再生していきます。



写真4-2-9 宮ノ陣橋上流付近の河岸
(久留米市)

久留米市街部の河岸の多くはコンクリート護岸が整備され、水辺に近づきにくい河岸となっています。



写真4-2-10 合川大橋下流付近の河岸
(久留米市)

河川の流れが湾曲した内側の河岸の一部にはなだらかな河岸があり、このような親水空間を増やしていく必要があります。

現在、筑後川中下流の堤防の多くが、県道や市町村道等として利用され、地域からは堤防整備と併せた道路拡幅が期待されています。堤防上は、平常時の河川巡視、洪水時の水防活動及び災害復旧活動を行う場所として使用することが前提であるため、河川管理用通路としての機能を確保しつつ、河川堤防の整備と道路整備との連携を図ります。

久留米市城島町の六五郎橋^{ろくごろう}周辺では、筑後川と人々との係わりを見直すきっかけとして、「筑後川河川敷総合整備計画（平成15年）」が策定され、干潟やアシ原を再生して環境学習及び自然体験の場等として河川を利用することが計画されています。

このため、久留米市等と連携して、親水護岸及び高水敷整正等の環境整備を実施します。



写真 4－2－11 環境整備が進む六五郎橋上流の河川敷（久留米市城島町）

六五郎橋周辺の河川敷の環境整備により、子供たちの環境学習や自然体験活動の場として利用されるようになりました。

4. 河川の整備の実施に関する事項

② 日田市街部の河川利用促進

筑後川上流の日田市では、子どもからお年寄りまで安心して近づける河川空間の形成と観光振興等を目指し、「三隈川河川環境整備基本構想計画(平成17年3月:日田市)」、「水郷を未来に残す日田の川づくり(平成11年3月:日田の川づくり計画策定委員会)」が策定され、水辺の散策、環境学習及び自然体験の場等としての河川を利用することが計画されています。

このため、日田市等と連携し、親水護岸、階段及び散策路等の環境整備を実施します。

庄手川においては、庄手川への分流量の適正化を図り、平常時の流速を低減するとともに、多自然型護岸等を整備し、親水性の向上を図ります。

また、庄手川沿いの隈町^{くままち}は、日田市の「都市景観形成地区」に、花月川沿いの豆田町は、国の「重要伝統的建造物群保存地区」に指定されるなど、日田市内の河川は景観に対する配慮が重要であるため、良好な河川景観の創出に向けた環境整備を行います。



写真4-2-12 台霧の瀬(日田市)

筑後川の親水空間として整備された「台霧の瀬」は、地域住民の発想と参加により造られました。



写真4-2-13 庄手川沿いの建物(日田市)

庄手川沿いの隈町は、川と建物が調和した歴史的な景観を呈しています。

③ダムを活かした水源地域の活性化

流域の健全な発展等を考慮し、水源地域の活性化を図るため、既設の松原ダム、下釜ダム及び寺内ダム等において、地域住民及び自治体等と連携し、ダム周辺の環境整備、ダム湖の利用・活用の促進及び上下流の住民交流等の「水源地域ビジョン※」に基づいた施策を推進します。



写真4-2-14 カヌー教室の実施（松原ダム）



写真4-2-15 遊覧船の運航（松原ダム）



写真4-2-16 ダムに関する情報を集めた
しもうけ館（下釜ダム）



写真4-2-17 蜂の巣湖桜まつり（下釜ダム）

※. 水源地域ビジョンとは、ダムを活かした水源地域の自立的、持続的な活性化を図り、流域内の連携と交流によるバランスのとれた流域圏の発展を図ることを目的として、ダム水没地域の自治体、地域住民等がダム事業者・管理者と共同で策定主体となり、下流の自治体、住民及び関係行政機関に参加を呼びかけながら策定する水源地域活性化のための行動計画です。

4. 河川の整備の実施に関する事項

(7) 良好な河川景観の保全と形成

筑後川には、人々に感動や安らぎを与える美しい景観があります。これらの景観は、自然はもとより、人々が自然と係わり合うことで生まれる「営みの景観」でもあります。今後とも、花咲き色づく河川敷、町並み及び建造物等が調和した良好な景観を保全・形成していくことが重要です。このため、学識経験者等の意見を聴きながら、「筑後川の景観計画（仮称）」を策定し、地域住民及び自治体等と連携して良好な景観の保全と形成に取り組みます。



写真4-2-18
^{あし}葦焼き風景（久留米市城島町）



写真4-2-19
^{あし}青々と生い茂った葦（久留米市城島町）

久留米市城島町の六五郎橋左岸一帯の河川敷では、平成14年から地域住民がボランティアにより葦焼きを行っています。葦焼きを行うことで毎年青々とした新しい葦が生え、美しい葦のある筑後川の原風景が守られています。



图 4-2-27

4. 河川の整備の実施に関する事項

4.3 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

4.3.1 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項

(1) 河川管理施設等の機能の維持

ダム、堤防、排水機場、護岸及び水門・樋門等の河川管理施設については、洪水、高潮等に対して、必要な治水機能が発揮されるよう、平常時から巡視・点検等を行い適正な管理に努めるとともに、計画的に補修を行い、各施設の機能を良好な状態に維持します。その実施にあたっては、動植物の生息・生育環境に配慮します。また、総合的なコスト縮減に努めるため、適切な時期に施設の延命化、統廃合及び更新・改築を行います。

さらに、洪水、高潮又は地震が発生した場合は、河川巡視を行い、河川管理施設の被害の早期発見に努めます。河川管理施設に損傷等が発見された場合は、速やかに復旧します。

ダムの貯水池では、関係機関と連携し周辺の山腹法面の保全に努めるとともに、洪水等で流入する土砂や流木については、その堆積状況を把握し、ダム管理上、支障がある場合は、必要に応じて除去します。なお、貯水池への流入河川において、洪水を安全に流下させるため、関係機関等と連携し、対策を検討します。

また、許可工作物※については、施設管理者に対して適切な指導を行い、河川管理上の支障とならないようにします。

※.許可工作物とは、河川の土地（河川区域）に、河川管理者以外の者が、交通・農業・漁業・工業等の目的で設置した、橋梁、取水堰、樋門及び栈橋等の工作物です。設置には河川管理者の許可が必要なため「許可工作物」と呼ばれています。



写真4-3-1

河川の定期的な巡視

洪水、高潮等の発生時に治水機能が発揮されるよう、平常時から巡視や点検を行っています。



写真4-3-2 ダム等施設の点検

計画的に施設の点検・補修を行い、施設の機能を良好な状態に維持しています。



更新前 (排水機場)



更新後 (排水機場)

写真 4-3-3 排水機場の施設更新による機能向上

老朽化した施設については、機器の更新等を行い、機能の維持、ライフサイクルコストの縮減に努めています。

河川の堤防等については、亀裂や法崩れ等の異常の早期発見及び河川空間の美観の確保等を目的として、定期的に除草します。なお、除草にあたっては、地域住民及び自治体等の参画を積極的に推進します。さらに、環境への負荷を低減させるための取り組みとして、刈草のリサイクルを積極的に推進します。



写真 4-3-4 刈草のリサイクル(堆肥化)

河川敷の除草で発生した刈草は、堆肥化等を行い、リサイクルに努めています。



写真 4-3-5
住民による堤防の除草 (佐田川)

佐田川においては、朝倉市と連携のもと、住民参加により、堤防を除草しています。

4. 河川の整備の実施に関する事項

筑後川中下流の河川の堤防に生育する菜の花の腐った根にはミミズが繁殖し、それを捕食するモグラの穴によって堤防が弱体化する恐れがあるため、これらの動植物の堤防への影響について継続的に調査し、環境との調和を図りつつ、必要に応じて堤防の安全性を確保するための対策を講じます。



写真 4－3－6 モグラが掘った穴（石膏を流し込んだ状況）

菜の花の根に繁殖するミミズを捕食するモグラが土中に穴を掘ることで、堤防が弱体化することが懸念されます。

(2) 水門、排水機場等の操作管理

洪水、高潮等の発生時に操作が必要な水門・樋門及び排水機場等については、操作規則※等に基づき、自治体と連携し、迅速かつ適確に操作します。また、これらの施設を操作する操作員、自治体等に対して施設の機能や操作についての研修会、訓練等を実施します。

近年、高齢化等が進んでいることから、操作人の確保が困難となっていることや道路等が浸水した場合に確実な操作が行えないことから、光ファイバー等の情報インフラを整備し、河川管理施設の遠隔監視・操作を行います。また、自動制御化についても検討し、可能なものから実施していきます。

※.操作規則とは、排水機場、水門、樋門等の操作方法について定めたルールです。

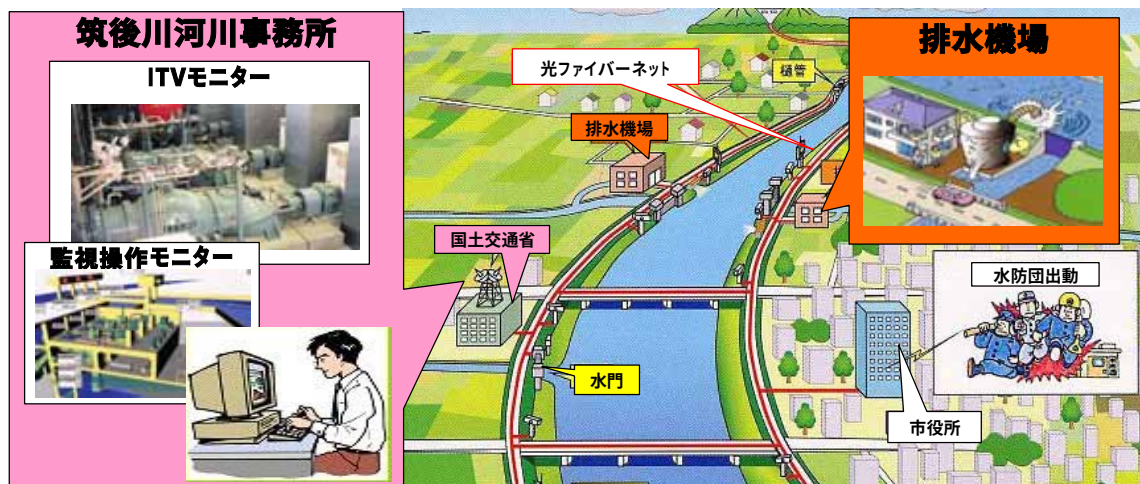


図4-3-1 遠隔監視操作のイメージ

(3) ダムの操作管理

洪水及び渇水時に操作が必要なダムについては、操作規則等に基づき迅速かつ適確に操作します。また、定期的に訓練するとともに、ダムの機能や操作について、自治体等の関係機関に周知するための説明会等を実施します。さらに、貯水池や上下流河川の状況を遠隔監視するため、監視カメラ等を整備し、監視体制を強化します。さらに、ダムの貯水位、流入量及び放流量等のダム情報を分かりやすく地域住民等へ伝えるため、河川情報表示板等を整備します。

4. 河川の整備の実施に関する事項

表4-3-1 (1) 洪水等による災害の発生の防止又は軽減に資する主な河川管理施設

主な河川管理施設			施設の場所	備 考
ダム	津江川	下笠ダム	左岸 日田市巾津江村大字柏野 右岸 阿蘇郡小国町大字黒淵	
	筑後川	松原ダム	左岸 日田市大山町大字西大山 右岸 " 天瀬町大字出口	
	佐田川	寺内ダム (水資源機構)	左岸 朝倉市大字荷原 右岸 "	
堰	隈川	島内堰	左岸 日田市大字庄手 右岸 "	
	筑後川	筑後大堰 (水資源機構)	左岸 久留米市安武町大字武島 右岸 三養基郡みやき町大字江口	筑後川にはこの他に3箇所の堰があります
水門	筑後川	花宗水門	大川市大字小保 (左岸 6k250)	筑後川にはこの他に17箇所の水門があります
	佐賀江川	蒲田津水門	佐賀市蓮池町 (右岸 2k100)	
	田手川	埼水門	神崎市千代田町埼 (0k050)	
	宝満川	思案橋水門	久留米市宮ノ陣町宮瀬 (左岸 2k875)	宝満川にはこの他に4箇所の水門があります
	西佐賀導水路	第1流入水門	佐賀市金立千布	西佐賀導水路にはこの他に8箇所の水門があります
樋門・樋管	筑後川	石王樋門	久留米市田主丸町石王 (左岸 46k650)	筑後川にはこの他に73箇所の樋門・樋管があります
	早津江川	花咲開樋管	大川市大字大野島字花咲開 (左岸 4k460)	早津江川にはこの他に15箇所の樋門・樋管があります
	諸富川	丸野排水樋管	佐賀市諸富町大字徳富 (左岸 0k500)	諸富川にはこの他に3箇所の樋門・樋管があります
	佐賀江川	大堂樋管	佐賀市諸富町大字大堂 (右岸 1k700)	佐賀江川にはこの他に3箇所の樋門・樋管があります
	城原川	黒津樋管	神崎市千代田町大字崎村 (左岸 0k050)	
	田手川	鯉江樋門	神崎市千代田町下神 (左岸 1k910)	田手川にはこの他に21箇所の樋門・樋管があります
	広川	八の江排水樋門	久留米市大善寺町黒田 (左岸 1k650)	広川にはこの他に6箇所の樋門・樋管があります
	宝満川	前川排水樋門	鳥栖市安楽寺 (右岸 1k420)	宝満川にはこの他に6箇所の樋門・樋管があります
	安良川	上川原樋管	鳥栖市幸津町上川原 (右岸 1k530)	安良川にはこの他に2箇所の樋門・樋管があります
	新宝満川	荒瀬樋管	久留米市宮ノ陣町荒瀬 (右岸 0k630)	
	巨瀬川	発心樋管	久留米市大橋町常持 (左岸 3k512)	巨瀬川にはこの他に12箇所の樋門・樋管があります
	小石原川	目北排水樋管	三井郡大刀洗町大字中畑 (右岸 2k630)	
	佐田川	長田川樋管	三井郡大刀洗町大字三川 (左岸 0k700)	佐田川にはこの他に2箇所の樋門・樋管があります
	隈上川	桜井第2号樋管	うきは市吉井町桜井 (左岸 0k660)	隈上川にはこの他に5箇所の樋門・樋管があります
	花月川	南友田樋管	日田市南友田町 (左岸 1k560)	花月川にはこの他に12箇所の樋門・樋管があります

※.上表に明示した施設は主要なもののみです。

(平成18年3月時点)

4. 河川の整備の実施に関する事項

表4-3-1 (2) 洪水等による災害の発生防止又は軽減に資する主な河川管理施設

主な河川管理施設			施設の場所	備 考
樋門・ 樋管	庄手川	田中樋管	日田市友田(右岸 0k550)	庄手川にはこの他に2箇所の樋門・樋管があります
	玖珠川	小湊第1号樋管	日田市三芳小湊町(右岸 0k130)	玖珠川にはこの他に3箇所の樋門・樋管があります
	東佐賀導水路	城原川吐出樋管	神崎市神崎町鶴(城原川左岸9k100)	東佐賀導水路にはこの他に1箇所の樋門・樋管があります
	西佐賀導水路	嘉瀬川吐出樋管	佐賀市鍋島町蛸久(嘉瀬川左岸12k930)	西佐賀導水路にはこの他に1箇所の樋門・樋管があります
排水 機場	筑後川	古賀坂排水機場	久留米市安武町武島(左岸 23k385)	筑後川にはこの他に14箇所の排水機場があります
	佐賀江川	蒲田津排水機場	佐賀市蓮池町蒲田津(左岸 2k100)	
	宝満川	思案橋排水機場	久留米市宮ノ陣町宮瀬(左岸 2k925)	宝満川にはこの他に4箇所の排水機場があります
	東佐賀導水路	切通川排水機場	三養基郡みやき町中津隈	東佐賀導水路にはこの他に4箇所の排水機場があります
	西佐賀導水路	巨勢川機場	佐賀市金立町千布	西佐賀導水路にはこの他に2箇所の排水機場があります
陸 閘	筑後川	瀬ノ下陸閘	久留米市瀬の下町(左岸 25k505)	筑後川にはこの他に1箇所の陸閘があります
	田手川	下神代3号陸閘門	神崎市千代田町大字下神代(右岸 1k510)	田手川にはこの他に9箇所の陸閘があります
	高良川	秋光角落	久留米市合川(右岸 0k730)	
	花月川	城町1号陸閘	日田市城町(左岸 3k660)	花月川にはこの他に11箇所の陸閘があります
	玖珠川	日高第3号陸閘	日田市日高町(右岸 0k480)	玖珠川にはこの他に5箇所の陸閘があります
調整池	西佐賀導水路	巨勢川調整池	佐賀市金立町千布	

※.上表に明示した施設は主要なもののみです。

(平成18年3月時点)

4. 河川の整備の実施に関する事項



図4-3-2 主な河川管理施設の位置図(主要施設のみ表示しています)

(4) 河道の維持管理

筑後大堰の下流区間については、ガタ土堆積による洪水の流下能力の低下及び水門・樋門等の排水機能の低下が懸念されています。このため、治水上支障がある場合は、必要に応じてガタ土を除去するなど、河道の管理に努めます。その他の区間についても、土砂堆積により治水上支障がある場合は、必要に応じて土砂を除去します。なお、土砂等の除去にあたっては、動植物の生息・生育環境に配慮します。

また、河道を適切に管理していくため、河道形状について定期的・継続的に測量を行い、河道形状の把握に努めます。

筑後川下流部に見られる歴史的な構造物「荒籠^{あらこ}」は、砂利採取等の影響による河道形状の変化により崩壊が進んでいます。荒籠は、河道維持等の機能を果たしていると考えられることから、その効果を調査し必要に応じて保全・再生します。



写真 4-3-7 ガタ土の堆積状況
(花宗水門)



写真 4-3-8
ガタ土を除去するガタ土除去船

筑後大堰から下流の区間では、河川内にガタ土が堆積することから、ガタ土除去船等により、定期的にガタ土を除去しています。

4. 河川の整備の実施に関する事項

河川管理上支障がある河道内の樹木等の草木については、動植物の生息・生育環境及び景観に配慮し、必要に応じて、伐採・^{ばっさい}^{せんてい}剪定します。

また、河道内に堆積した流木等についても、治水上支障をきたす場合は、必要に応じて除去し、適切な維持管理に努めます。



写真 4－3－9 河道内の樹木の伐採（城原川）

城原川においては、河道内に竹林が繁茂し治水上支障をきたしているため、伐採し適切な維持管理に努めています。

(5) 河川等における基礎的な調査

治水、利水及び環境の観点から河川を総合的に管理していくため、流域内の降雨量の観測、河川の水位・流量の観測、河口域の潮位・波高の観測、風向・風速・気圧の観測、地下水位の観測及び河川水質の調査等を継続して実施します。また、観測精度を維持するため、日常の保守点検を実施するとともに、観測精度の向上に向けて、観測施設の拡充及び観測手法の改善等を行います。

また、河道内の浮遊砂^{※1}・掃流砂^{※2}、河床材料及び流域からの流入土砂等を調査し、総合的な土砂管理に活かします。さらに、流域内の土地利用及び社会環境等を把握するよう努めます。

※1.浮遊砂とは、水の流れによって、浮遊状態で輸送される微粒子の土砂です。

※2.掃流砂とは、水の流れによって、河床を転がりながら輸送される砂・礫です。

(6) 防災情報の共有

① 水防警報の発令

水防警報指定河川^{※1}においては、洪水又は高潮によって災害が発生する恐れがあるとき、水防警報^{※2}をし、その警報事項を関係県に通知します。また、平常時から、水防に関する情報の共有及び連絡体制の確立が図られるよう、関係県及び市町等と「水防連絡会」を構成しており、関係機関との連携をさらに強化します。

※1.水防警報指定河川とは、洪水又は高潮により重大な災害が生じる恐れがあると認めて指定した河川です。

※2.水防警報とは、洪水又は高潮によって災害が発生する恐れがあるとき、水防を行う必要がある旨を、警告して行う発表をいいます。水防警報の通知を受けた関係県は、関係水防管理者である市町村長等に通知します。

表 4－3－2 水防警報指定河川

水防警報指定河川	基準水位観測所
筑後川	小渕（日田市）、荒瀬（うきは市）、片ノ瀬（久留米市）、瀬ノ下（久留米市）、若津（大川市）
早津江川	瀬ノ下（久留米市）、若津（大川市）
佐賀江川	日出来橋（神崎市）
城原川	日出来橋（神崎市）
宝満川	端間（小郡市）
巨瀬川	中央橋（久留米市）
佐田川	金丸橋（朝倉市）
花月川	花月（日田市）
庄手川	小渕（日田市）
玖珠川	小渕（日田市）

※.水防警報指定河川については、今後変更される場合があります。

平成 18 年 3 月時点

4. 河川の整備の実施に関する事項

② 洪水予報等の発令

洪水予報指定河川^{※1}において、洪水の恐れがあると認められるときは、水位等の情報を示して、福岡管区气象台と共同で洪水注意報又は洪水警報等^{※2}を、氾濫後においては、氾濫により浸水する区域等の情報を発表し、関係県に通知すると共に、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知します。

また、水位情報周知河川^{※3}において、特別警戒水位^{※4}に達したときは、その旨を当該河川の水位等の情報を示して関係県に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知します。

また、平常時から、洪水予報に関する情報の共有、連絡体制の確立が図れるよう、福岡管区气象台、関係県及び報道機関等と「洪水予報連絡会」を構成しており、関係機関との連携をさらに強化します。

※1.洪水予報指定河川とは、二以上の県の区域にわたる河川その他の流域面積が大きい河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川です。

※2.洪水の状況に応じて、注意報と警報の二種類を発表します。水位に関しては河川管理者が、気象に関しては气象台がその情報を示します。

※3.水位情報周知河川とは、洪水予報指定河川以外で、洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川です。

※4.特別警戒水位とは、警戒水位を超える水位であって洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位です。

表 4 - 3 - 3 洪水予報指定河川

洪水予報指定河川	基準水位観測所
筑後川	小湊（日田市）、荒瀬（うきは市）、片ノ瀬（久留米市）、瀬ノ下（久留米市）
早津江川	瀬ノ下（久留米市）
庄手川	小湊（日田市）
玖珠川	小湊（日田市）

※.洪水予報指定河川については、今後変更される場合があります。

平成 18 年 7 月時点

表 4 - 3 - 4 水位情報周知河川

水位情報周知河川	基準水位観測所
佐賀江川	日出来橋（神崎市）
城原川	日出来橋（神崎市）
宝満川	端間（小郡市）
巨瀬川	中央橋（久留米市）
佐田川	金丸橋（朝倉市）
花月川	花月（日田市）
玖珠川	小ヶ瀬（日田市）

※.水位情報周知河川については、今後変更される場合があります。

平成 18 年 7 月時点

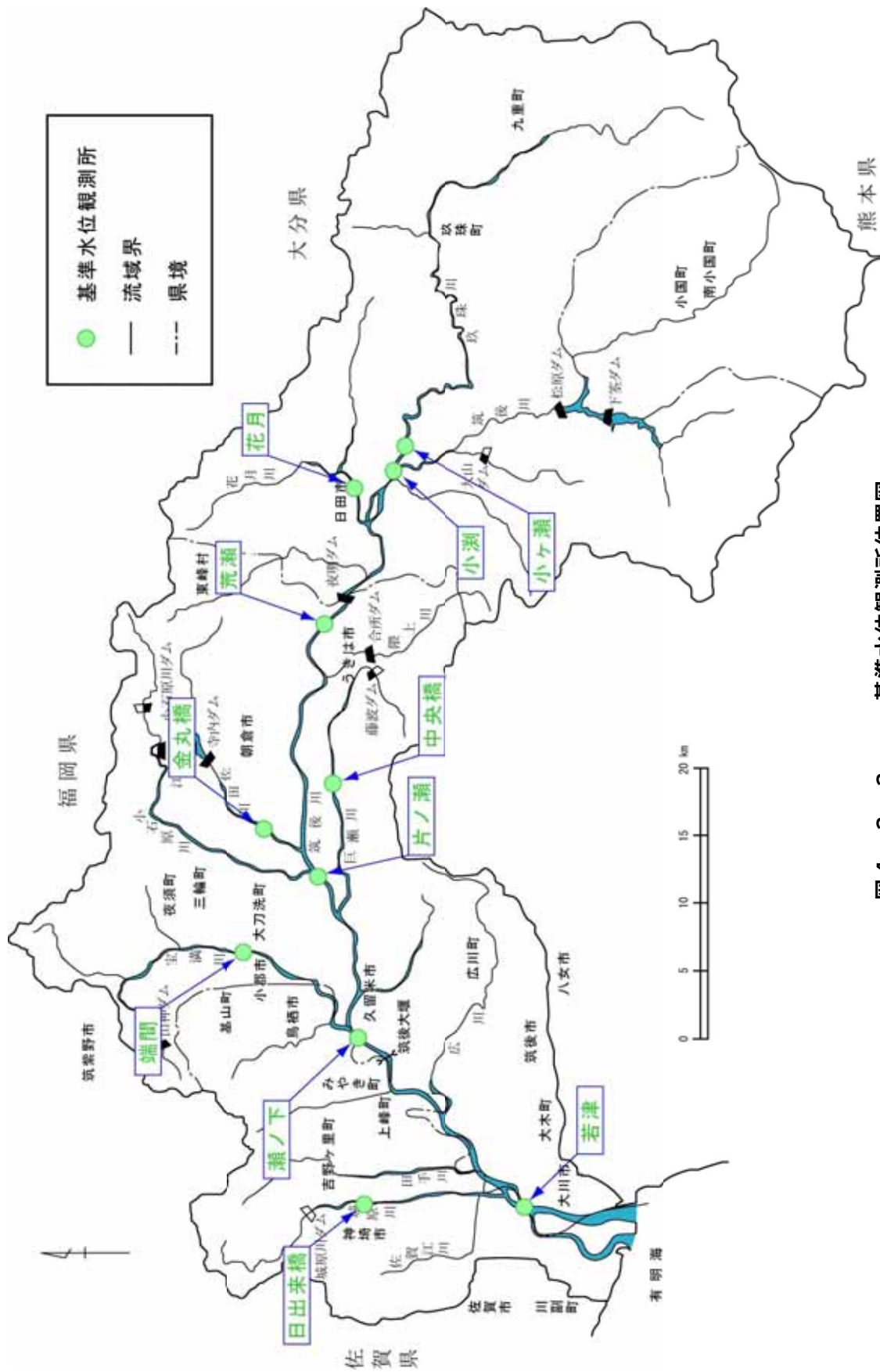


圖 4-3-3 基準水位觀測所位置圖

4. 河川の整備の実施に関する事項

③ 浸水想定区域の指定、公表

洪水予報指定河川及び水位情報周知河川において、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、水災による被害の軽減を図るため、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を、浸水想定区域として指定、公表し、関係市町に通知します。

その他の河川についても、浸水想定区域に関する情報の提供に努め、また、高潮による浸水想定区域に関する情報の提供にも努めます。さらに、既に指定、公表された区域においても、更にきめ細かな浸水情報が提供できるよう調査・検討します。

また、大臣管理区間からの氾濫が及ぶすべての市町で、洪水ハザードマップ[※]等が早期に作成・公表されるよう、関係県及び市町等と「災害情報協議会」を構成しており、関係機関との連携をさらに強化していきます。

※.洪水ハザードマップとは、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために市町村により作成される緊急避難地図です。

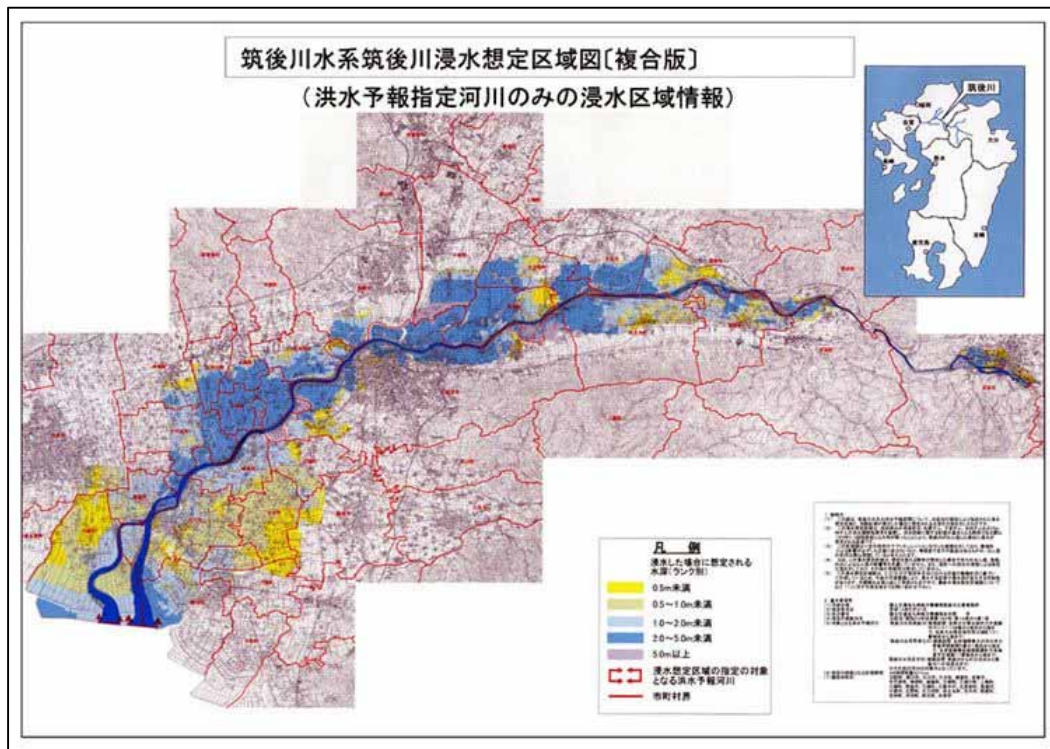


図4-3-4 筑後川水系筑後川浸水想定区域図（平成14年5月31日指定・公表）

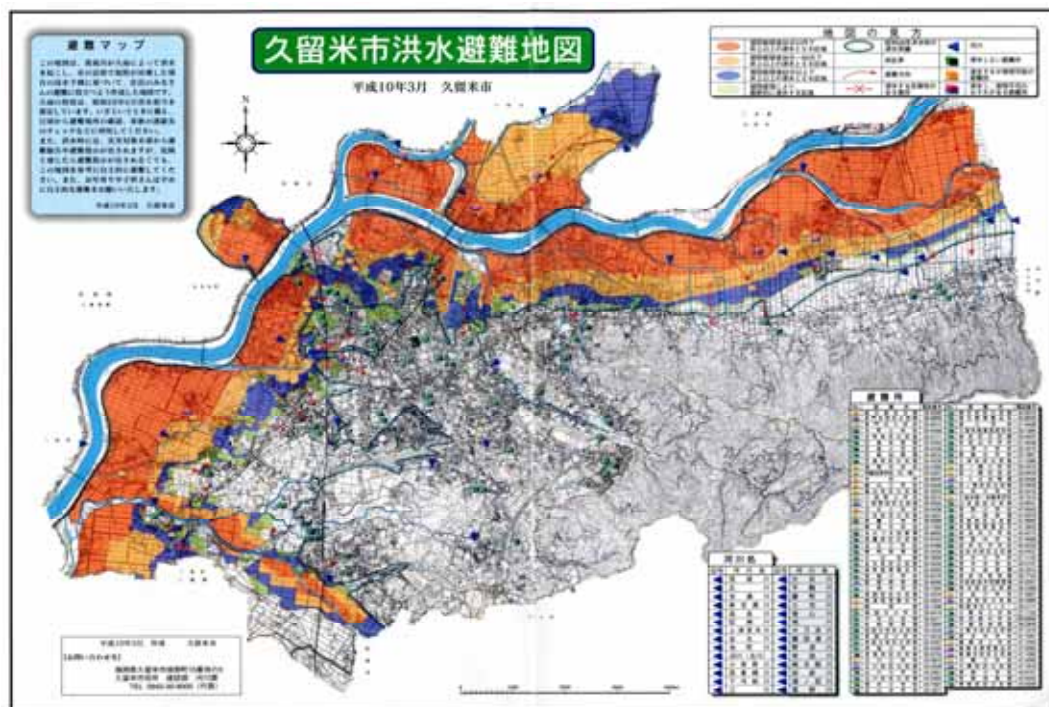


図 4-3-5 洪水ハザードマップ（久留米市洪水避難地図）

4. 河川の整備の実施に関する事項

④ 防災情報の多様化

洪水、高潮等による被害を最小限にとどめるには、地域住民及び自治体等の受け手の判断・行動に役立つ情報の整備とともに、それを確実に伝えるための体制づくりが必要です。このため、雨量及び水位に加えて CCTV カメラによる画像情報等を統合した「筑後川水情報システム（仮称）」を構築し、光ファイバー等の情報インフラ、インターネット及び携帯端末等を用いて、分かりやすく、かつリアルタイムに情報を提供します。

また、従来から用いられてきた水位標識、半鐘又はサイレン等の地域特性に応じた情報伝達手段についても、関係市町と連携して有効に活用します。

さらに、洪水・氾濫予測システム、高潮予測システムの技術の確立を図り、より高度な情報を提供できるよう努めます。

筑後川の上流域では、暴風による倒木が見られ、その倒木や間伐木が洪水時に河川に流れ込み、災害が発生することも予想されるため、流木の発生を監視し、発生が確認された場合には、その情報を関係県等に伝達します。

久留米市、日田市においては、公共的な地下空間施設が存在することから、地下空間の浸水被害を未然に防止又は軽減するため、河川が氾濫する恐れがある場合には、関係県、市を通じて地下空間管理者へ水位情報等を提供します。



図 4-3-6 河川における情報基盤整備のイメージ



写真 4-3-10 情報伝達のための半鐘

昔は、火災や洪水を知らせる手段として、半鐘等が利用されていましたが、最近では少なくなっています。

(7) 地域における防災力の向上

① 水防体制の維持・強化

洪水、高潮等による災害を防止又は軽減するためには、堤防整備等の基盤整備と併せ、地域における水防活動が重要です。このため、水防資材の備蓄、水防工法の伝承・開発及び水防訓練等を自治体と協力して実施するとともに、重要水防箇所※の周知及び合同巡視等を行うことで、水防体制を維持・強化します。

※.重要水防箇所とは、堤防の大きさが不足している箇所、洪水が堤防や地盤を浸透し湧き出る箇所、堤防の法くずれの危険性のある箇所など、洪水時に危険が予想され、重点的に巡視点検が必要な箇所を示すもので、水防上の重要度によって2ランク（A・B）に区分しています。



写真4-3-11 水防工法の実施訓練

洪水時の水防活動に万全を期すため、水防訓練を実施しています。



写真4-3-12 筑後川水防連絡会

水防活動に万全を期すため、河川管理者と水防管理団体が筑後川水防連絡会を組織して情報を共有しています。

② 地域防災力の再構築

筑後川流域では、昭和28年水害以降、大きな水害には見舞われておらず、地域住民及び自治体の水害に対する意識は低下しています。さらに、近年の高齢化により、災害弱者が増加しています。このような状況において、洪水、高潮等による災害を防止又は軽減するためには、自助、共助による地域防災力の向上が必要です。このため、自主防災組織の結成等の地域の自主的な取り組みを促すとともに、学校や地域における防災教育を自治体と連携して支援します。

4. 河川の整備の実施に関する事項

(8) 災害発生時の自治体への支援

筑後川流域内の自治体が管理する河川において、大規模な災害等が発生又は発生する恐れがある場合には、必要に応じて災害対策用機器等を活用し、迅速に情報を収集・提供します。また、応急復旧等を緊急的に実施する場合には、必要に応じて、応急復旧用資機材を提供するなどの支援を行います。

また、県の範囲を越えた大規模な災害等にも適切に対応するため、広域的な視点から各県の防災計画の策定等にあたって、積極的に参画、協力します。

(9) 歴史的な治水施設の保全

筑後川中流域に遺されている二線堤（控堤）※¹、輪中堤※² 及び霞堤※³ 等の堤防は、筑後川等が氾濫したときに、被害の拡大を抑制する効果があります。このため、現在の土地利用等も考慮しつつ、減災効果のあるものについては地域と認識の共有を図り、施設管理者の協力を得ながら、施設の保全に努めます。

表 4－3－5 保全に努める歴史的治水施設

種 類	施 設
支川堤防 二線堤（控堤）	古川左岸堤防
	巨瀬川左岸堤防
	小石原川右岸堤防
	陣屋川右岸堤防
	大刀洗川右岸堤防
	新宝満川左岸堤防
	金丸川左岸堤防（安武堤防）
輪中堤	床島地区輪中堤
霞 堤	佐田川霞堤

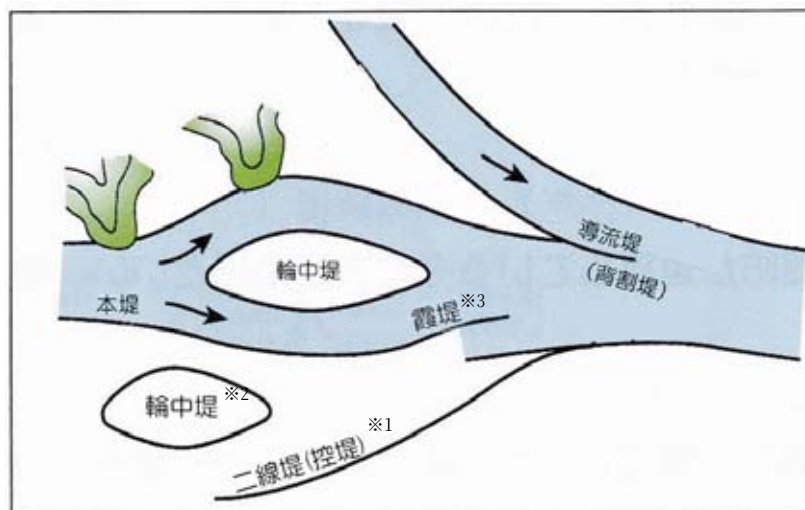


図 4－3－7 歴史的な治水施設の概要図

※1.二線堤（控堤）は、洪水で河川が氾濫した場合、氾濫した水の広がりを防ぎ被害を最小限にとどめる機能があります。

※2.輪中堤は、洪水から集落や耕地を守るため、その周囲に堤防を巡らしたものです

※3.霞堤は、急流河川に多く見られる不連続な堤防で、平常時に排水を容易にしたり、上流で氾濫した水を速やかに河川に戻す機能があります。

4. 河川の整備の実施に関する事項

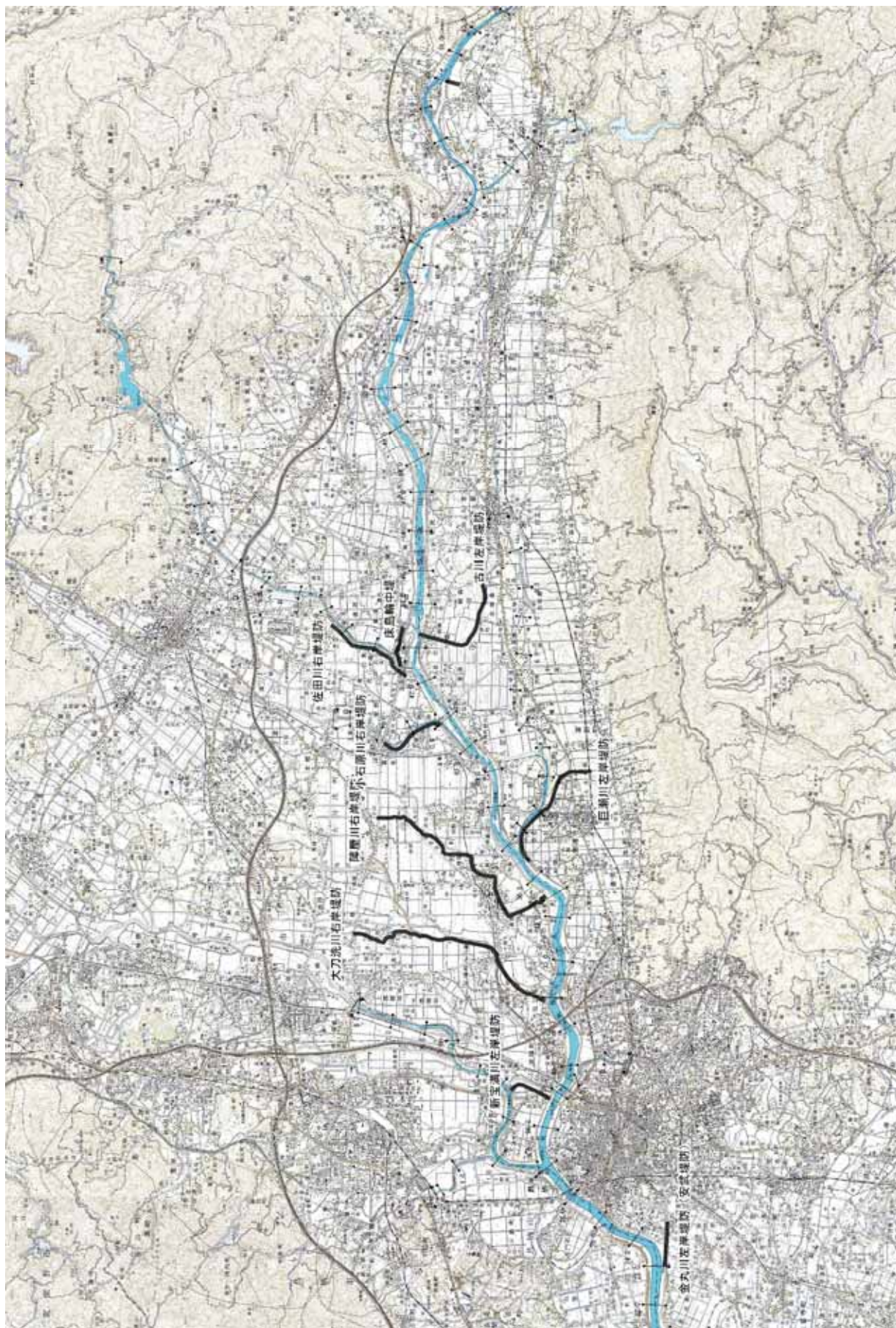


図4-3-8 保全に努める主な歴史的治水施設

(10) 河川防災ステーション等の整備と活用

洪水時等における円滑かつ効果的な河川管理施設保全活動及び緊急復旧活動を行う拠点として、既設の「久留米西部河川防災ステーション(久留米市)」を活用するとともに、久留米市東部に、土砂、コンクリートブロック等の資機材、ヘリポート、車両交換場所、駐車場及び水防倉庫等を備えた「久留米東部河川防災ステーション(久留米市)」を久留米市と連携して整備します。



図4-3-9 河川防災ステーション

河川防災ステーションは、土砂、コンクリートブロック等の資機材、ヘリポート、車両交換場所、駐車場、水防倉庫等を備えた総合的な防災拠点です。



写真4-3-13 久留米西部河川防災ステーション(久留米市)

久留米西部河川防災ステーションは、防災時だけでなく、平常時も地域の憩いの空間として活用されています。

(11) 緊急内水対策車(排水ポンプ車)の活用

水門・樋門等を通じて筑後川等に流入する支川では、洪水、高潮時に筑後川等への排水が困難となることがあります。浸水被害を防止又は軽減するため、応急的な排水策として、必要に応じ、緊急内水対策車(排水ポンプ車)を機動的に活用し、浸水被害の防止又は軽減を図ります。

4. 河川の整備の実施に関する事項

(12) 緊急時の航路確保

大規模な地震災害等が発生した場合に、河口から巨瀬川合流点付近までの河道を緊急航路として確保し、緊急物資の輸送及び円滑な災害復旧に活用できるよう、小森野床固に閘門を整備します。



写真4-3-14 整備中の小森野床固の
閘門（久留米市）

小森野床固には右岸部に閘門が設置されていましたが、老朽化が進み、使用できない状態となっていましたので、新しく左岸部に閘門を整備しています。



写真4-3-15 震災時の緊急航路の活用
（阪神淡路大震災時）

阪神淡路大震災においては、被災地から避難する人や車の移動により陸上交通が混乱し、緊急的な物資輸送の手段として、舟運が活躍しました。

4. 3. 2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

(1) 河川流量の管理、取水量等の把握

流水の正常な機能の維持等を図るため、松原ダム、下釜ダム及び寺内ダム等から不特定用水を補給するとともに、適正な水利用と河川環境の調和を図るため、河川流量の管理及び取水量等を把握します。

(2) 河川利用者との情報連絡体制の構築等

平常時より、利水者及び漁業関係者等の河川利用者との情報連絡体制を構築し、河川流量、取水量及びダム貯留量等の情報を共有することで、河川利用者相互の理解を深めます。さらに、既設ダム等の有効活用方策、異常渇水時の対応策及び水利調整のあり方について検討し、渇水時の円滑な水利調整及び水資源の有効活用を図ります。

(3) 渇水時の対策

渇水時の対策が必要となった場合は、関係県等と構成する「筑後川水系渇水調整連絡会[※]」を開催し、適切な水利用がなされるよう、必要に応じて取水制限及び水源施設の総合運用等の渇水調整を行い渇水被害の軽減に努めます。

※.筑後川水系渇水調整連絡会は、筑後川水系の渇水時の対応等について連絡協議するため、県等の行政機関で構成しています。昭和 60 年 3 月に設置し、平成 6 年の渇水では 14 回の渇水調整が行われました。



渇水時には、筑後川水系渇水調整連絡会を開催し、関係機関で渇水調整を行います。

写真 4-3-16 筑後川水系渇水調整連絡会

4. 河川の整備の実施に関する事項

(4) 既設ダムの有効活用

筑後川では農業用水の取水が6月中下旬に集中することから、河川流量が著しく低減します。このため、河川流量を確保するため、平成13年度から松原ダムの洪水調節容量の一部を活用した弾力的管理試験を実施しており、その効果が確認されています。今後は、この弾力的管理試験の結果を踏まえて、有効性及び治水上の安全性を考慮し、河川利用者等と調整・連携をしながら、本格的な運用を目指します。

4.3.3 河川環境の整備と保全に関する事項

(1) 動植物の生息・生育環境の保全

動植物の生息・生育環境を把握するため、継続的に「河川水辺の国勢調査※」、河川巡視等により河川環境及び河川特性を調査します。また、外来種の生息・生育状況等についても調査します。

筑後大堰下流区間では、平成 13 年度から河道内の砂利採取を禁止し、上中流区間でも採取を規制しています。今後も、河川環境に配慮した適切な土砂管理を行うため、砂利採取を必要最小限にとどめ、削減していきます。

さらに、河川環境への地域住民の関心を高めるため、学校や地域住民等が行う水生生物調査、環境学習及び自然体験活動等を支援します。

※.河川水辺の国勢調査は、河川に生息・生育する動植物の種類や個体数等について定期的に調査するものです。



写真4-3-17 水生生物調査

4. 河川の整備の実施に関する事項

(2) 水質の保全

河川及びダム湖の水質調査を定期的、継続的に実施し、動植物の生息・生育環境や水利用に対する影響等を把握します。

筑後川流域全体の水質を保全し向上させるため、関係県及び市町村等と「筑後川水質汚濁対策連絡協議会※」を構成しており、水質改善へ向けた啓発活動及び水質事故発生時の対応等について、関係機関との連携を強化していきます。さらに、関係行政機関のみならず、住民団体(NPOを含む)等との連携を深め、筑後川の更なる水質向上に努めます。

また、有害物質等の河川への流入を早期に発見できるよう、水質自動監視装置により、水質を常時監視します。油類や有害物質等の河川への流入が発見された場合は、速やかに関係行政機関等で情報共有を図るとともに、被害状況及び事故原因等について把握し、オイルフェンスや吸着マット等を用いて被害の拡大の防止又は軽減に努めます。

水質改善策として設置した^{しも ゆげ}下弓削川等の水質浄化施設については、水質浄化機能が継続的、効果的に発揮されるよう、適切に維持・管理します。

また、水質への地域住民の関心を高めるため、わかりやすい指標を用いた水質調査、水生生物を指標とした水質調査を、子どもたちの環境学習の一環として、学校等と連携して実施します。

※.筑後川水質汚濁対策連絡協議会とは、流域の自治体や関係機関等が連携して、水質汚濁防止のための対策や情報交換を行うための協議会です。



写真4-3-18
筑後川水質汚濁対策連絡協議会



写真4-3-19 水質事故発生時の対応

水質事故発生時には、適切な箇所でオイルフェンスや吸着マットなどを設置し、下流への被害の拡大を防止します。

4. 河川の整備の実施に関する事項

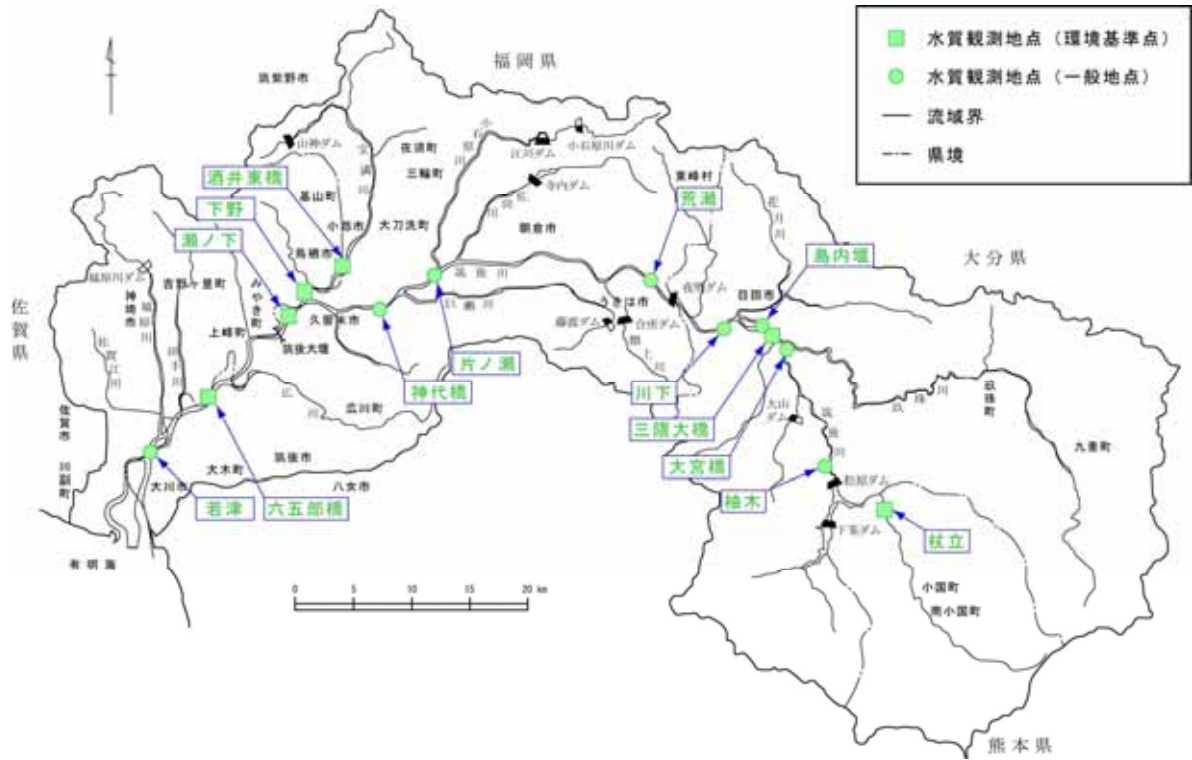


図4-3-10 水質観測地点位置図



図4-3-11 水質に関するパンフレット

水質事故の実態を地域住民および事業者等に広く認識してもらうために、水質に関するパンフレットを作成し啓発を進めています。

4. 河川の整備の実施に関する事項

(3) 河川空間の適切な利用

河川空間の利用にあたっては、治水、利水及び動植物の生息・生育環境、景観等の調和を図り、適正な河川利用がなされるよう努めます。また、河川公園等河川利用施設の管理者、採草地などの占有者及び河川区域内の民地の所有者等に対しても、秩序ある利用や景観等に配慮するよう、必要に応じて指導します。

また、定期的な河川巡視を行い、船舶の不法係留及び河川敷の不法占用などの不法行為を防止するとともに、不法行為が発見された場合は、自治体及び警察等と連携し、適切に対処します。さらに、久留米市街部では、水上オートバイ等の利用が多くなっていることから、河川利用者及び自治体等と連携して水面利用のルールづくりを行い、利用上の安全確保及び秩序の維持を図ります。

(4) 河川に流入、投棄されるゴミ等の対策

河川に流入、投棄されるゴミ等を減らすため、地域住民及び企業等の参加による河川の美化・清掃活動を自治体と連携して支援し、美化意識の向上を図ります。また、地域住民等がボランティアにより継続的に河川美化活動を実施するアダプトプログラムの活用を、自治体等と連携して促進します。

河川に廃棄物が不法投棄されないよう、監視等を強化するとともに、廃棄物の投棄が発見された場合には、自治体及び警察等と連携し、適切に対処します。

洪水時等に河川に流入するゴミや塵芥への対策として、自治体及び農業用排水路の管理者等との連携を深め、流入量の削減に努めます。

また、河川に放置された廃船等には、河川空間の秩序の維持、河川管理上の支障を考慮し、適切に対処します。



写真4-3-20 筑後川の一斉美化活動

毎年10月末に開催される「ノーポイ」運動では、2万人にも及ぶ沿川住民等が参加し、筑後川を一斉清掃します。



写真4-3-21 放置された廃船

筑後川には放置された廃船等が多く見られ、洪水時の流出などが懸念されています。

5. 筑後川における総合的な取り組み

洪水、高潮等に対する減災、河川やダム湖の水質改善、さらには河川へ流入する流木やゴミの問題など、いずれをとっても河川そのものにおける対症療法的な対策では、その効果に限界があるばかりか、多くの時間と費用を要することになります。今後とも筑後川における安全、安心の確保、環境の保全及び空間利用の促進等を一層図っていくためには、それぞれの課題の発生源である流域全体での取り組みが不可欠です。

流域における取り組みを進めるにあたっては、従来の河川行政の枠組みを超えて、それぞれの対策を所管する関係行政機関、総合行政を担当する関係県、市町村等とはもとより、広く流域住民、住民団体（NPOを含む）等の多様な主体との連携・協働を促進することにより、可能なところから段階的に実施に移していくことが重要です。

戦後、行政主導の河川改修、高度経済成長期における水質悪化及び都市型の生活の普及等に起因して、流域の人々においては、筑後川の様々な恩恵にあずかっているにも拘らず、川との係わり、ふれあい、川への目配り、思いが希薄になってきたものと考えられます。

河川整備が一定の進捗をみた現在、筑後川流域においては、水、歴史、文化、環境及び教育等、主として普段の川に係わる様々な分野において、住民の関心が高まってきており、ゴミ拾い、環境保全、総合学習及びまちづくりなどについて、独創的、創造的な活動が主体的に展開されています。これらの動きは、従来の行政のみに依存した河川の管理には、そのサービスに限界があることの現れであり、よりきめの細かいあるいは高度な管理・利用を、住民が自ら行動することにより獲得しようとするものです。これらの活動の多くは、通常、非営利で行われ、より良い河川の管理・利用の促進に寄与することから、社会貢献に相当するものと評価できるものもあります。

地域の防災力の向上、河川の水質改善、ゴミ対策、環境保全、利用促進及びまちづくりなど、いずれをとっても流域住民の関心、目配り及び行動なくして、流域をあげた効果的な対策、整備を実施できません。したがって、河川管理においてよりきめ細かく高度な行政サービスを実現するためには、調査、計画、設計、施工及び維持・管理に至る各分野において、住民との対話を継続することはもとより、必要に応じてこれらの多様で主体的な活動と適切に連携、さらには協働を積極的に進めることが不可欠です。

5.1 対話と協働による川づくり

河川整備計画の策定にあたっては、より良い川づくりにつなげるために、地域住民と河川管理者等の直接的な意見交換の場として「筑後川流域 1 万人会議」を実施してきました。このような直接的な対話は、地域の声を反映した川づくりを進める上で重要です。今後も河川に関するきめ細かな情報を地域に提供するとともに、地域の意見を、具体の川づくりに活かしていきます。

また、地域と連携した河川管理を行うことにより、魅力ある川や地域の実現につながります。「日田の川を考える会（日田市）」を先例とするような、地域住民、自治体及び河川管理者等が一体となった協働体制を、他の地域においても構築していきます。



写真 5－1－1 筑後川流域 1 万人会議

筑後川水系河川整備計画の策定にあたり、128 カ所（1 次）、26 カ所（2 次）の会場で、「筑後川流域 1 万人会議」を開催しました。



写真 5－1－2 住民参加による日田の川づくり（日田市）

計画、施工、利用、維持管理まで、住民参加で川づくりを行っています。

5. その他、河川整備を総合的に行うために取り組むべき事項

5.2 流域における連携体制の構築 (100万人の川守りさんプロジェクト)

筑後川流域では、住民団体 (NPO を含む) 等の主導により、流域連携の構築に向けた「筑後川フェスティバル」が長年にわたり継続的に開催されています。このような地域の持つ力や独創性を十分引き出して活用することで、治水、利水、環境等の総合的な観点から河川及び流域環境を維持し、良好な状態に改善していくことが重要です。

筑後川を絆とした多様な主体の連携によるコミュニティ (地域共同体) が形成されることは、河川及び流域環境の保全のみならず、文化の継承や発展にもつながります。このため、川づくりが、地域の身近なコミュニティの形成、さらには流域全体に広がる大きなコミュニティの形成につながるよう配慮していきます。



図5-2-1 筑後川を絆としたコミュニティの形成 (イメージ)

筑後川を絆としたコミュニティづくりは、ふるさとを大切にする心や上下流への思いやりを養い、文化・芸術の継承や発展等にもつながります。

５．３ 川と人との係わりの復活

社会の進展とともに川と人との係わりが希薄になってきています。一方で、学校等においては、子どもたちの総合的な学習の場として、川が活用されるようになってきています。日頃から川や自然との係わりを積極的に持つことは河川環境の保全のみならず、防災面においても大切なことです。

そのため、子どもたちの自然体験活動、環境学習活動の支援策として、日田市、久留米市及び神崎市千代田町においては、住民団体（NPO を含む）及び自治体等と連携して、リバースクールを開催しており、今後もこれらの取り組みの支援を継続していきます。また、子どもたちの川での活動を支えるため、指導者育成のための講習会等を実施するなど、川の指導者「リバーガイド（仮称）」の育成に取り組めます。

また、川の自然や人々と川との係わりによって生まれた環境は流域の重要な観光資源でもあります。現在、住民団体（NPOを含む）等が流域の活性化を目的としてリバーツーリズム等の推進を図っていますが、今後もこのような取り組みを支援していきます。



写真５－３－１
高良川リバースクール（久留米市）

川に学び、川に親しむことを目的として、高良川、筑後川（三隈川）、城原川で住民団体（NPO を含む）、市町と連携してリバースクールを開催しています。



写真５－３－２
巨瀬川ゆめプラン（久留米市）

久留米市大橋地区では、学校と連携を図り、子どもたちの「ゆめ」を取り入れた「ゆめプラン」を作成しており、今後も計画作成から利活用まで積極的に学校との連携を図っていきます。

5. その他、河川整備を総合的に行うために取り組むべき事項

5.4 かまちづくりの推進

日田市、久留米市及び大川市等の市街地においては、河川の持つ多様な役割が、まちを構成する重要な要素となっています。河川整備にあたっては、地域の歴史、文化、景観及び観光資源等と調和を図り、地域の活性化・発展につながるよう、「まちを元気にする川づくり」をコンセプトに、まちづくりと一体となった河川整備を進めます。



写真5-4-1
新しい祭りが始まった花月川（日田市）



写真5-4-2
人々の利用が増えた花月川（日田市）

花月川（日田市）の河川整備によって、川浴いは、子供からお年寄りまでたくさんの人々に利用されるようになりました。また、観光地「豆田」の町並みと調和した花月川の誕生によって、地域では新たな祭り「千年あかり」も始まりました。



写真5-4-3 整備前の隈川（日田市）



写真5-4-4 整備後の隈川（日田市）

日田温泉の中心を流れる隈川では、観光地らしい景観に生まれ変わりました。河川整備が「水郷日田」の観光地としての魅力向上に寄与しています。

５．５ 河川情報の共有と情報館の活用

日常生活において、地域住民と川との関係が希薄になってきていることから、川に関する地域住民の理解を促進するために、分かりやすいホームページの作成、広報誌の配布及び出前講座の開催等の広報活動を実施し、報道機関の協力を得ながら、積極的に情報を提供します。さらに、よりきめの細かい「川の３６５日※」の情報を収集及び提供し、地域住民、住民団体（NPOを含む）及び自治体等との情報共有に努めます。

また、情報発信、学習支援及び交流促進を目的として設置した「筑後川発見館（くるめウス）」、「三隈川交流センター（朝霧の館）」及び「筑後川交流館（はなむね）」等の施設は、その機能の更なる向上を図るとともに、必要に応じて改善を行います。さらに、住民団体（NPOを含む）等と連携した運営体制を積極的に導入し、地域のニーズに即した河川情報館を目指します。

※．川の 365 日とは、洪水及び渇水時等の特別な視点だけでなく、普段の川の利活用、維持管理及び環境等に対する総合的な視点から河川に着目することをいいます。



写真５－５－１ 筑後川発見館「くるめウス」（久留米市）

筑後川の歴史、自然、文化、水害等について学ぶことができます。施設近くの高良川では、リバー学校も行われています。



写真５－５－２ 三隈川交流センター「朝霧の館」（日田市）

筑後川上流の歴史や自然等について学ぶことができます。施設近くの「台霧の瀬」では、リバー学校も行われています。



写真５－５－３ 筑後川交流館「はなむね」（大川市）

筑後川下流の歴史や自然等について学ぶことができます。小学校の総合的な学習等に利用されています。



5. その他、河川整備を総合的に行うために取り組むべき事項

5.6 筑後川の価値・魅力の再認識

将来の子どもたちに、筑後川を良好な状態で受け継いで行くためには、地域に暮らす人々が川の恩恵や価値に気づき、川を大切に思う思いや、川に誇りを持つことが重要です。

このため、川が生活の一部であった往時の風景写真の収集・展示や、地域に暮らす人々が誇りを持つ川の風景を「筑後川八景（仮称）」として選定するなど、筑後川が持つ価値・魅力を再認識できるような取り組みを、住民団体（NPOを含む）及び自治体等と連携して進めます。



写真5-6-1

鎮西橋付近の巨瀬川（久留米市）

巨瀬川の下流は、昔の筑後川本川跡で、耳納連山と調和した美しい景観を有しています。早朝には多くのカメラマンが訪れる絶好の撮影スポットとなっています。



写真5-6-2

城島の河川整備（久留米市）

地域住民、久留米市と連携して、昔ながらの面影を残す水辺を再生しています。子どもたちの自然体験、環境学習の場としても活用されています。



写真5-6-3

昇開橋（大川市・佐賀市）

昭和10年、国鉄佐賀線の鉄道橋として築造されたもので、中央部が船舶の航行のため可動構造となっています。鉄道廃止後も、筑後川下流域の特徴的な風景をつくる重要な観光資源となっています。



写真5-6-4

デ・レーケ導流堤（大川市）

明治23年、航路確保を目的に築造されたもので、オランダ人技師「ヨハネス・デ・レーケ」の技術指導によるものと言われています。地元では「沈礁（ちんしょう）」と呼ばれています。

５．７ 流域全体を視野に入れた総合的なマネジメント※

筑後川を良好な状態で維持して行くためには、河川のみならず、源流から河口までの流域全体及び有明海を視野に入れた総合的な流域のマネジメントが必要です。このため、河川における水量、水質、土砂及び動植物等の調査はもとより、広く流域の状態の把握に努めます。

また、河川の情報を流域の関係者に発信し、情報の共有、相互の連携を深めることで、洪水流出量の増加の抑制、浸水危険箇所での市街化の抑制、水質汚濁負荷の削減、ゴミ発生量の削減、健全な水の循環及び土砂の移動等につなげます。

※、マネジメントとは、管理することを意味します。